

本書は2016年11月12日(土)に開催した  
JAGDA「著作権セミナー2016」[www.jagda.or.jp](http://www.jagda.or.jp)と著作権の  
内容をまとめたものです。

グラフィックデザイナーのための本

# 3

Web and Copyright

# Webと著作権

JAGDA 創作保全委員会 編

## はじめに

ネット社会になり、大量のデータを瞬時・同時に不特定多数に受発信でき、データの取り出し、検索や参照・引用、再利用も迅速で容易になった。文章や画像といった著作物のコピーや添付が簡単に素早く、大量に少スペースで記録・保存できる。と、一見いいことづくめだが、気づかぬうちに他者の権利を侵したり、匿名、非対面の危うさなど、その陰には、蜘蛛の巣に絡め取られる危険が満ちている。安心してネット社会を飛ぶための、基本的なウェブと知的財産権の付き合い方セミナーです。

公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会(JGD)

創作保全委員長 味岡伸太郎

## 目次

はじめに 5

第1部 講演「インターネットの特徴とその功罪」大家重夫 9

第2部 Q & A 27

資料(判例)『インターネット判例要約集』より 75

資料(法律・規約) 125

講師プロフィール 148

第1部 講演「インターネットの特徴とその功罪」

インターネットの特徴とその功罪

大家重夫

久留米大学名誉教授

## インターネットの特徴とその功罪

私は1979年まで約五年半文化庁著作権課に在職し、1988年から2010年まで久留米大学の法学部で教えておりました。1985年にコンピュータプログラムを著作権法で保護するようになってから、状況がガラッと変わった感じがします。

今回お話しする判例は『インターネット判例要約集』（青山社・2015年／以下、「要約集」という私の本から引いています）が、この本は自身の勉強のために作ったようなものです。インターネットに関する判例を集め、要約した上で年ごとに分けて掲載しました。もっとも古い判例は1988年のもので、そこから2015年までの判例を扱っています。

それでは、実際の判例を引きながら、インターネットと著作権について説明していきます。

〈ヘクラブ・キャッツアイ事件〉76頁参照

これは1988年の、まだインターネットが普及する前の事件ですが、その後の判例に影響を与えた、一種の判例理論とも言えるもので、お話ししておきます。

カラオケが普及しはじめた頃、あるカラオケ店に対して日本音楽著作権協会(JASRAC)※1が著作権使用料を徴収しに行ったところ、店主は「オーナーは店に顔を出さず、客やホステスが勝手に歌っているのだから、料金は客やホステスに請求しなさい。店のオーナーに責任はない」と言ったわけです。

福岡高裁はこの主張を退けて、使用者に責任があることを認めました。要するに、オーナーはカラオケを管理し、利益を得ていると判断したわけです。著作権のある歌を歌ったお客は責任がなく、管理性と営利性との二つの根拠から、店のオーナーに責任があるということです。著作権が関わる事件では、この理屈がその後音楽だけではなく、いろいろなところで使われるようになりました。

ここで、インターネット判例で参照されることの多い法律や規約を先に説明

※1 一般社団法人日本音楽著作権協会  
著作権等管理事業法により権利者から著作権の管理委託を受け、日本の音楽著作権の集中管理事業を行い、海外著作権管理団体と契約を結んでいる。英語表記略称「JASRAC」から、日本語略称は「ジャスラック」。

します。

まず、インターネットに関わる事件で、判断の根拠としてよく用いられる規約に、「IPドメイン名紛争処理方針」（本書資料編<sup>2</sup>）頁参照）があります。皆さんも「@」や、番号が振られているアドレスをお持ちですよ。非常に面白いことに、このIPアドレスは日本政府が全く関係していません。昔なら郵政省、今は総務省あたりが省令等で決めていてもよさそうなのですが、決めているのは民間なのです。世界的にはアメリカの民間組織が管理しており、日本では「日本ネットワークインフォメーションセンター」（※2）という一般社団法人が管理しています。もちろんこの組織には、判事OBや弁護士が関与しています。

また、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（本書資料編<sup>3</sup>）の頁参照）、いわゆる「プロバイダ責任制限法」も重要です。これは、誰かがインターネット上で著作権侵害や名誉毀損<sup>きんじん</sup>といった民法上の不法行為をすると、賠償責任というものが課せられるわけですが、その賠償責任を制限する法律です。

「特定電気通信役務提供者」はドコモやソフトバンクのようなプロバイダのことで、「制限」というのは縮減するというか、抑えるといった意味です。インターネットを通じた情報の流通はプロバイダを経由しますが、利用者の権利の侵害があった場合、プロバイダが被害者から責任を追及されても余程悪質の場合にしか、損害賠償を命じないということです。

例えば、匿名で人の悪口を書くなどの名誉毀損があったとします。そうすると、訴訟を起こすためにはまず、悪口を書いた加害者を明らかにしなければいけません。しかし、日本国憲法における「通信の秘密」がありますから、プロバイダは原則として「加害者が誰なのかを知らせなくてもいい」ということになります。ですから、犯罪であることが明白などの理由がなければ、プロバイダは外部の人に、悪口を書いた人の情報を教えてはいけない、ということとです。

一方で、損害賠償の責任については、第三条と第四条に、開示を請求することができる<sup>4</sup>とき、開示しなければいけないときが記されています。そこで開示しなければいけないとなれば、悪口を書いた人の情報を教えていいということになります。この法律が主で、他にもいろいろありますが、インターネットが広く使われるとともに、多くの法律に現われていくわけです。

※2 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター  
日本に割り当てられているIPアドレスの管理を行う。「IPドメイン名登録管理委託業務は株式会社日本レジストリサービスへ移管。1991年設立。1997年社団法人、2013年一般社団法人化。



さて、今日のメインとなる話は、著作権法における「インターネットの特徴とその功罪」です。

著作権法では、「コンピュータ」や「コンピュータプログラム」という言葉は定義されていますが、「インターネット」は定義されていないと言っていると思います。

インターネットが最初に日本に入ってきたとき、日本の著作権関係者や学者は迷ったのでしょうか。それまでは「通信」と「放送」というものしかなかったのですから。通信というのは電話をかけるようなことで、対一、放送は同じ内容を大勢の人々に一斉に、同時に送るものです。対一かどうかを確固たる区分として、放送と通信を分けたわけです。

インターネットが出てきたときに、著作権法をどう変えたかというところ、「対一」(通信)と「二斉、同時」(放送)の権利を一緒にして「公衆送信権」(※3)にしました。例えば、皆さんが絵を描いた途端に著作権が発生しますが、作者の具体的な権利として、複製権(※4)などのほかに公衆送信権を持たせるとしたわけです。さらにそのとき、著作権法の条文にもあるとおり、公衆送信権の中に「送信可能化権」という権利を置きました。これによって、イン

ターネットで見たり聞いたりできるように著作物のデータをサーバーに置くことについて、著作者の権利があるということになったのです。

それでは判例の説明に戻ります。

〈イスラム教徒情報流出事件〉77頁参照

裁判というのはタイミングの問題だと痛感したのが、2015年の〈イスラム教徒情報流出事件〉です。当時、日本の警察庁と警視庁などは、イスラム教徒の氏名や、モスクへ行く人などの情報を調べていました。それがインターネット上に流出したのです。誰かが外から盗み取ったのか、警視庁のほうで落ち度があったのか分かりませんが、漏れてしまいました。

一審が2014年1月、二審が2015年4月です。私も名誉毀損の判決をとるときき見るのですが、この事件の賠償金は一人500万円、少々高いと思う金額です。訴訟を起こしたのは日本国籍が四人で、そのほかはアルジェリア、チュニジア、モロッコ、トルコといった国籍の人たちでした。

しかしその年の秋、パリで死者10人を出したテロ事件(※5)が起こったのです。もしテロ事件の後に流出事件が起きたら、おそらく裁判官は賠償金

※3 公衆送信権

著作権法第二十三条

著作物は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む)を行う権利を専有する。

2 著作物は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

※4 複製権

著作権法第二十一条

著作物は、その著作物を複製する権利を専有する。

※5 パリ無差別テロ事件

2015年11月13日、パリ市街およびパリ近郊で起きた同時多発テロ事件。死者130名、負傷者300名以上。IS(イスラム国)が犯行声明を発表した。

なお、1901年(平成13年)7月11日、反イスラムの「悪魔の詩」の翻訳者五十嵐一氏が筑波大学内で死体で発見された未解決の事件があり、警察当局がムスリムに関心をもつ情報を收拾していることについて、筆者(大家)は理解し、支持する。

500万円という判決を出さなかったのではないかと私は考えています。判決には、タイミングが非常に影響すると思いました。

〈検索サイト表示差止請求事件〉84頁参照

Yahoo! Japan の検索サイトで自分の名前を検索したら、逮捕事実が表示されたことについて、名誉毀損やプライバシー侵害に基づく損害賠償を求めたけれども、認められなかったという事件です。

例えば、採用試験などの際、応募者のことを検索サイトで調べれば、珍しい姓の場合、たやすく過去の犯罪歴が分かかってしまいます。応募者本人は「消してくれ」と要求したい。これをどう考えるかという問題で「忘れられる権利」というテーマになっています。ヨーロッパでも日本でも、「そんな履歴は消してあげるべきだ」というのと、「事実だから消す必要はない」というのに判例が分かれているようです。

〈色切り替えパッチ事件〉86頁参照

これは皆さんにも関係があるかもしれません。誰かがアップロードしたファ

イルに含まれるプログラムなどの著作物が、自分が作ったものにそっくりだとします。それに対して、複製や翻案をしていると文句を言うなり、訴訟を起したいと思っても、アップロードした相手が氏名不詳で誰か分からなければ、対応のしようがない。そこで、前述の「プロバイダ責任制限法」により、プロバイダに対して「アップロードした発信者の名前を教えてください」という訴訟を起こすことになりました。これはよくありそうな話です。

この裁判では、元のプログラムを作った人がその複製権を侵害されたことについて損害賠償を請求するために、プロバイダに対して氏名不詳の発信者の情報開示を求め、認められました。

〈ニコニコ動画事件〉89頁参照

これは2013年の判例です。ある人が、マクドナルドに入店する自分の様子を撮影して、ニコニコ動画にアップロードしました。別のウェブサイトがその動画のページにリンクを貼って誰でも視聴できるようにして、動画を撮影した人を中傷する書き込みをしました。それで、動画の撮影者が、ウェブサイト運営者を名誉毀損と著作権侵害などで訴えた事件です。しかし、違法

性は認められないとして、大阪地裁はこの訴えを棄却しました。

〈漫画家佐藤秀峰事件〉93頁参照

有名な漫画家、佐藤秀峰さんは、「自分の作品は、他の人が二次的な著作物を作るために自由に使ってもいい」と言っていたのですが、その佐藤さんが「自分と信条や思想が異なる人に、自分の描いた天皇の似顔絵を勝手に使われた」と訴えて、勝った事件です。

この似顔絵というのは、佐藤さんが自分の作品を購入したお客にサービスとして贈与したのですが、被告は思想的な意図をもって、この似顔絵を画像投稿サイトにアップロードしました。それを見て佐藤さんは、贈与した絵の利用は個人的な範囲にとどめ、政治的、思想的に利用しないようにと伝えましたが、被告が応じず、また名誉を傷つける投稿を続けたために、裁判では著作権侵害と名誉毀損があったと判断されました。

〈ナビキャスト事件〉97頁参照

ウェブサイトの入力フォーム紹介の資料は著作物かを問うた判例です。

ウェブや紙媒体に載っていた他社の類似サービスの資料とそっくりな資料を作成し、自社のウェブおよび紙媒体で公表したところ、訴えられたという事件です。資料の内容は図表や機能的な文章などのデータだけだから著作権はなく、無断で写してもいいだろうと考えたのでしょうか。このあたりは難しいところで、単なるデータであれば多くの場合、著作権はないんです。ところがデータであっても、配列や順番などを独自に作り出したりしていると、さまざまな選択肢の中からその配列や順番を選んだことに、作成者の思想や感情が表現されているということになり、著作物になるのです。そうすると、その説明文を無断で使えなくなるわけです。

〈ラーメン・チェーン店名誉毀損事件(刑事)〉101頁参照

これはインターネットと他のメディアの違いを知る上で重要な判決です。

「原告であるラーメン店の主人はある宗教をやっている、飲食代の4%から5%がカルト集団の収入になる」というようなことを、被告が自分のホームページに書いたわけです。それが本当かどうか分かりませんが、その店主にすればとんでもないということで、名誉毀損で訴えたのです。

ところが一審の裁判官は、「被告にマスメディアのように高い取材力があ  
るわけではなく、分析活動もしていないことを一般の利用者はみな知って  
いて、サイトに出ている情報は多少信頼性の薄いものだと分かっている」とい  
うことで、無罪判決を出しました。つまり、インターネットに載る情報はあ  
まり時間や人手をかけて調べていないので、正確でなくても仕方がないと判  
断したのです。

これは刑事事件でしたが、刑事の研究者は面白い判決が出たと思ったで  
しょう。つまり紙媒体や他のいろんなメディアとインターネットとは、名  
誉毀損の基準が違くと判断したのです。「インターネットなら少々間違っ  
たことを書いても無罪」という判決なのです。

ところが、高裁や最高裁ではひっくり返りました。一審の判決を否定して、  
罰金30万円という判決になったんです。しかし一度は、インターネット上の  
名誉毀損が軽くとらえられたことがあった以上、今後同様の事件が起こっ  
たらどう判断されるのだろうかと思っています。

〈R学園長対電子掲示板事件〉106頁参照

これも裁判官としては非常にづらい事件です。電子掲示板に、湘南ライナス  
学園という学校の学園長兼理事の悪口が書かれてしまい、「なにこのまとも  
なスレ 気違いはどう見てもライナス学長」などの書き込みがあったわけ  
です。そこで学園長兼理事は、電子掲示板の管理者とプロバイダに対して、書  
き込んだ人の情報開示を求めました。掲示板の管理者はそれに応じて発信者  
のIPアドレスを開示しましたが、プロバイダは応じなかったため、プロバイ  
ダを訴えたという事件です。

東京地裁は「この書き込みは違法性が強度で社会通念上許される限度を超  
える表現ではない。原告の権利が侵害されたことは明らかであると言えな  
い」と、原告である学園長兼理事の請求を棄却しました。しかし、高裁ではそ  
れが覆って「気違い」という表現は極めて強い侮辱的表現で、差別用語で、名誉  
感情を侵害している」として原告の訴えを認め、プロバイダが慰謝料10万円、  
弁護士費用5万円を支払うという判決になりました。

〈『がん闘病記』医師ネット転載事件〉110頁参照

これはがん患者が書いて月刊誌に連載した記事を、医師が無断で自分のクリ

ニツクのホームページに転載し、患者から訴えられた事件ですが、訴えられた医師の言い分は「記事は引用したにすぎない」というものです。その種のもの割合あちこちに見受けられます。あるいは翻案かどうかという争いですね。翻案である・翻案ではない、または引用である・引用ではないという争いは、インターネット特有のものではありません。

この裁判で医師側は、転載にあたって患者の許諾を得たと主張しましたが、その事実は認められず、著作権侵害による財産的損害額などを、原告に支払うように命じられました。

#### 〈中村うさぎ『狂人失格』事件〉二二頁参照

皆さんもご存じの有名な女性作家、中村うさぎさんの事件です。中村さんはインターネットで知り合いになった原告の女性と交際し、その顛末を小説に書きました。言うなればモデル小説です。はじめ原告の女性は、自分のホームページで「自分がモデルよ」と言ったりして、小説に書かれたことを許していたのですが、後になって「やっぱり中村うさぎはけしからん」と訴えたのです。

大阪地裁堺支部の判決では、プライバシー侵害、名誉毀損ということので、

損害賠償金二〇万円の支払いを命じました。経緯を追っていくと、むしろ原告の女性のほうがほとんど小説の材料を提供しているんですね。はじめから契約すればよかったのでしょう。モデルになった対価としていくら払うとか、支払わないものだから、後で裏切られたと思ったのかもしれない。二〇万円の損害賠償金は、私はちょっと高過ぎるような気がします。はじめから契約すれば五万円程度の礼金ですんだのではないかと思えます。

皆さんとは直接関係ない判例もあったかもしれませんが、インターネットはこのようにかなり広い、今までなかったような民事、あるいは刑事の事件が起こっているということです。判例の説明はこれで終わりにします。

## 第2部

## Q & A

大家重夫

久留米大学名誉教授

小畑明彦

麴町パートナーズ法律事務所  
弁護士

小針勝文

JAGDA インターネット委員

黒部洗瑤

JAGDA 創作保全委員

+

JAGDA 創作保全委員会

味岡伸太郎

藤崎知子(司会)

「Q & A」の進め方についてご説明します。

今回、参加者の皆さんから、事前に質問や事例をお寄せいただきました。その中から特にテーマに関係のあるものをピックアップして、一つずつ講師の皆さんにご回答いただきます。

私が質問を読み上げますので、黒部さんか小針さんには、デザイン制作現場の視点からどういった対応をすればいいのかをお答えいただき、その次に、大家先生または小畑弁護士より、法律家の視点からどのような法律によってどう判断されるのかをお答えいただく、という順番で進めたいと思います。

その後、会場からの質問を受け付ける時間を設けたいと思います。

## Q 1

ウェブで公開されている他人の写真を、

非公開の会議資料やプレゼンテーション資料に

無断で使っても問題ありませんか？

他人の写真を使うときは、基本的に確認を取るべきだと考えます。ウェブで公開されている写真が自由に使えるかどうかは、調べれば分かります。分からない場合は使いません。どうしてもプレゼンテーションや会議に必要ななら、企画書に貼り込んだりせず、そのウェブのページを皆で見るようにします。まずは、自由に使えるものかどうか確かめるのがポイントだと思います。

引用元を掲載すれば使ってよいという見解もあるようですが、やはりリスクを回避するために、自分たちで用意した素材、あるいはライセンスフリーの写真を使うことを大原則としています。

ありふれた表現か、それとも創作性のある表現かといった争いは、インターネットに限らず著作権事件の大半を占めるわけですが、例えば、機能的あるいは説明的な文章のように、どちらかといえば文学的な表現でない場合、著作権はないと思いやすい傾向がある。それでよく問

題になります。

写真の場合もよほど明々白々のものでない限り、著作権があると  
思ったほうがいいでしょう。特に商品写真です。各社が似たような商  
品を作っていると、他社の写真をそのまま資料に入れたりすることが  
ありますが、訴訟になれば著作権侵害と判断される可能性が高い。念  
には念を入れて、著作権がある可能性があれば使わないことです。

小畑

インターネットで流通している写真には、著作権フリーとうたっている  
ものもあります。著作権フリーというと、文字どおり無断で使っても  
問題ないと思われがちですが、実際には使用の条件が限定されている  
ことが非常に多くなっています。ですので、仮に著作権フリーという  
記載があったとしても、その使用条件に反して利用することはできな  
いので、まずそういった規約を確認いただく必要があると思います。

それから、ここでもう一つ問題となり得るのは、「私的使用目的のた  
めの複製」です。皆さんご存じのとおり、家庭内や個人など、限られた  
範囲で他人の著作物を使用する場合には、複製権が制限されて

複製することができるとされていますけれども、一般的に企業等の内  
部で使用する目的の場合、非公開であっても会議資料やプレゼンテー  
ション資料に使う場合には、私的使用目的ではないと判断されますの  
で、注意が必要だと思います。

それから、「引用」という問題もあると思いますが、また後のご質問  
で説明したいと思います。

Q 2

ウェブサイトのフリー素材を使う場合の注意点は？

黒部

ウェブのフリー素材というのは一番危険で、著作権や肖像権の処理は  
写真を提供する人の責任とし、トラブルが起きてもそのサイトは責任  
を持たないと書いてあるところが多いのです。また、小畑弁護士が言  
われたように、表面上はフリーと言いながら、実際はフリーではない  
サイトがありますので、注意が必要です。



先ほどお話ししたとおり、まず利用規約をご確認いただく必要があると思います。ちょっと別な話になりますけれど、ネット上で何か物を買うときとか、会員になるときとか、利用規約や約款のような定めがあるのですが、たいてい読み飛ばすと思うんですね。一応読んだことを確認するため、二度クリックしないと先に進めない仕組みになっていたりしますが、実際にそれを一つ一つ細かく読むかというと、正直、私もあまり読みません。

ただ、それと違っていて、著作権が関わってくる素材の利用という場合には、利用規約を十分に読んで、どういった制限や禁止事項があるのかを確認していただき、フリー素材だからといって全く文字どおり自由に使えるわけではないということを、十分意識していただきたいと思います。

## Q3

ニュースサイトの情報を、  
無断で自社サイトに転載してもよいですか？

質問がやや抽象的なので、どういう内容の質問なのかという観点からお話する必要がありますと思います。

まずニュースサイトの情報というのは何かという問題です。著作権法上は、事実の伝達にすぎない雑報および時事の報道は、著作物に該当しない。要するに著作権法というのは、思想、感情の表れた創作性のある表現、作者の個性が表れていたり、たくさんの選択の幅がある中で選ばれた一つの表現を保護する法律であって、アイデアとか事実自体は保護しません。例えばトランプがアメリカ大統領になったとか、誰々が死んだとか、そういった事実自体は著作権法で保護されません。ですので、そういった事実のみを自社のサイトに転載したとしても、著作物の複製ではないので、ただちに著作権侵害にはなりません。

しかし例えば、新聞記事やもっと長いニュースの記事になってくると、書いた人の何らかの個性が表れていたり、他の書きようがあるの

にこういう書き方をしたというような、選択の幅がある中で選択された表現になると、創作性があつて著作物性が認められることになりませんので、それを無断で自社サイトに転載するのは、基本的には複製権侵害に当たることになります。

ただ、先ほども少し話しましたが、「引用」という形で自由に利用することは認められていますので、それについて大家先生から願います。

大家

今の質問とちよつとずれるかもしれませんが、(YOLニュース見出し事件)(本書資料編115頁参照)という事件がありました。読売新聞が「Yomiuri On-Line」(YOL)というホームページにニュースの見出しを載せていた。さらにYahoo! Japanの開設する「Yahoo!ニュース」に同一の見出しを載せ、そこから記事が読めるようにしました。YOLとYahoo! Japanはその記事の使用について有償の契約を結んでいます。

一方で、ライントピックスというサービスを提供する会社は、ニュースの見出しだから勝手に使っても著作権侵害にならないだろうと思

う、Yahoo!ニュースの見出しから重要度・関心度の高いものを選択して、ライントピックスに表示し、そこにリンクを張ってYOLの記事が読めるようにしました。見出しの語句はYOLやYahoo!ニュースと全く同じです。

読売新聞は、これは著作権侵害である、仮に見出しの著作権は認められないとしても不法行為だ、ということでライントピックスを訴えました。これは一審と二審で判断が違つたんです。一審では、YOLの見出しはありふれた表現であり、著作権法第十条第二項(※6)の「事実の伝達」にすぎないから著作物ではない。また、著作権等によって排他的権利を認められない以上、第三者が利用することは自由であるとして、読売の訴えを退け、被告を勝たせたんです。

二審の知財高裁では、YOL見出しの著作権侵害(複製権と公衆送信権)、不正競争防止法(※7)の不正競争行為、不法行為を理由に、読売は差止請求と損害賠償請求を主張しました。それに対し裁判長は、著作物性については一審とおおむね同じなんですが、民法の不法行為に該当すると判断しました。

※6 著作権法第十条二項  
事実の伝達にすぎない雑報及び時事報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

※7 不正競争防止法  
事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の確かな実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

YOTの見出しは原告の多大な労力と費用をかけた、報道機関としての一連の活動が結実したものであり、著作権法ではないけれど、法的な保護に値すると判断したのです。一方、被告が労力をかけずに、YOTの見出しをデッドコピーして自分のサイトに無断で掲載することは、業務上、競合する面もあることから、不法行為を構成するという判決を下したんです。

私は二審判決を支持したいと思います。今、民法上の保護はあまりされていないようですので、今後こういう判決が出るか分かりませんが、けれども、一種の心情として、読売の見出しを他者がそっくりそのまま使うのはけしからんというのが、二審判決なんです。

味岡

転載や引用が是か非かを考える前提として、記事の「引用」と「転載」と「リライト」という三つの言葉について、どう違うのかを教えてくださいませんか。引用はどこまで許されるのか、転載とは何なのか。リライトは許されるのかも、お聞きしたい。

大家

「引用」の定義については、著作権法の第三十二条(※8)に根拠があるのですが、引用に該当するかどうかは非常に大きい問題なんです。引用に該当すれば著作権者の許可なしに自由に使えるわけです。

では引用の条件は何かというと、これは具体的なケースによってなかなか範囲が難しく、例えばある人の文章を長々と鍵括弧<sup>かっこ</sup>付きで転載して、最後に「大家重夫はこの人の意見に賛成である」というのは引用には当たらない。引用という以上、普通は前後に自分の持論があって、その半分かそれ以下ぐらいの他人の文章がある。自分の文章が主で、その副として他人の文章を使った場合に、引用に当たると考えるんです。

それから「転載」というのは複製ですよ。デッドコピーであろうと、多少変えた場合であろうと、いづれにしても、権利者の許可を取らないと駄目です。

また、元の文章に手を入れて変えてしまえば、引用や転載ではなく「翻案」になります。「リライト」は翻案に該当します。リライトの場合には元の文章を材料として使っていますから、その空気が残っています。

※8 著作権法第三十二条  
(引用)

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

ガラツと変わってしまったって、リライトしたのを見て元のものを想起できないようであれば、これはもうリライト、あるいは翻案とは言えません。全く新しい、新著作物になります。

ですから、リライトというのは翻案であり、転載は複製です。引用については、大方の見解として「これは引用で許される」という範囲はあると思いますが、議論になるケースが多く、裁判になれば裁判官によって判断が変わることもあります。

味岡

分かりました。「引用」や「転載」はデリケートな判断が多いので、もう一つ質問させてください。文章を引用する場合は、本一冊全体を引用するなんていうばかなことはない。当然それは転載ですね。音楽の場合も楽譜を部分的に使えば、基本的に転載か引用だと思うのですが、同様に、絵画の例をお聞きしたい。写真の例でもいいのですが、今ここにいらっしゃる方々に一番近いのは画像の問題だと思うので、お聞きします。

画像を引用して、部分的に使用する。そのときに文章のように一部

だけを取るということは、作者から言わせると同一性保持権(※9)の問題に引っかけような気が僕はしているんですが、そのあたりの考え方を教えていただきたいと思っています。

要するに画像を説明的に使用する場合に、最小限の説明が求められれば、画像を部分的にカットして、トリミングして使いたいなと思うんです。そうすると、同一性保持権との関係でどうなのかということ。例えば、美術系のカタログなんかをデザインするときに関わってくるのですが、公立の美術館だったら、作品画像をトリミングしていいかどうか、作者に許可を取っていると思うんですよね。そこでトリミング可否の条件が明示されていない場合にどうなのかという問題です。部分的に使うと、絵が違って見えるわけですから。

大家  
今の話は、要約引用は許されるかどうか、という問題と似ていると思います。例えば、ある人が非常に長い議論を展開している文章があり、それを私が引用したいと思って、そのままでは長すぎるから、私なりに要約するとします。それを引用するのは合法かどうかという議論が

※9 同一性保持権

著作物及びその題号につき著作者の意に反して変更、切除その他の改変を禁止することができ  
る権利。(著作権法第二十条)

あるんです。それに似ています。

こうした要約引用を認めたような判例もあることはあるけれど、私は、たいていは違法だと考えます。認めないというのが正しいと思います。

#### Q 4

ウェブで公開されている他人の著作物は、

どの程度まで参考にして使ってよいですか？

小針

よくあるケースとして、ウェブ上に掲載されている写真を、イラストを新たに起こす際の参考に行うことがあるかと思うのですが、参考にした写真自体の著作権がどこまであるかといった確認をしておかないと、なかなか難しい問題です。基本はウェブ上にあるものを持ってきて参考にするのではなく、自分で撮ったものを参考にするのが望ましいかと思います。

ただし、例えば風景としての山や川、森といった一般的なものに関しては、特に制限はないのですが、特定のものについてそれを想起させるような場合は、大きなリスクを伴うと言えます。

もう一つは、すでにネットに上がっているイラストなどを参考にしながら描いたものが、当人は大幅に変えたつもりでもかかわらず、実はかなり類似していると指摘されるケースがありますので、やはりシルエットとかそういう似た類似のものを作る際には、参考物をネットから持ってくるのは大変危険かと思えます。

付け加えさせていただけますと、ご承知のようにインターネットは全て全世界につながっておりますので、これも一例として聞いた話ですが、あるデザイナーがほんの参考にしたつもりのも一つの事例が、中国のある人間から、これは私の作品だということで訴訟があって、大変な事件になったということも聞いております。そのあたりは、自らが元になるものを用意するということが原則かと思えます。

それと、繰り返しますが、ネットは全世界につながっておりますので、このくらいは大丈夫だろうと思ったのに、思わぬ人、思わぬ団体

からのクレームにつながるということ、よく認識しておく必要があるかと思えます。

Q 5

教育目的の場合、

ウェブの他人の著作物の利用方法に違いはありますか？

黒部

皆さんも、教育目的ならば、他人の著作物を自由に使えるとお聞きになったことがあるのではないかと思います。しかし、教育目的というのは学校の正規の授業に關してですので、学校内の活動であっても、自分の作品作りやサークル活動は教育目的に該当しない場合があるので、そこは大いに注意しなくてはいけないと思います。

大家

これはまず条文ですね。著作権法の第三十五条(※10)に書かれています。解説としては、学校その他の教育機関では、授業の過程、プロセス

※10 著作権法第三十五条  
(学校その他の教育機関における複製等)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上

における使用に供することを目的とする場合は、教育を担任する者および授業を受ける者が必要と認められる限度内で複製できる、と。コピーについてはそうなります。

あと、制限はあるかもしれませんが。第三十五条には「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)」とあるので、予備校では駄目とかね。社会教育のようなものも駄目でしょう。

Q 6

人物や有名建築が写り込んだ写真を、

無断でウェブサイトに掲載しても問題ないでしょうか？

小針

おそらく皆さんご承知かと思いますが、建物に關しては写り込みという解釈で、外観に關しては基本的に著作権上の問題はないと聞いております。しかし、固有の建物に關しては、実際に利用にあたっての注意を呼び掛けていることもありますので、あらかじめ確認する必要がありますが

演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

ると思います。例えば東京タワーの写真を商用利用する場合は、東京タワーの許可が必要ということになっているそうです。

あと、聞いた話で面白いなと思ったのは、フランスのエッフェル塔はかなり古い建物ですから、著作権がなく、昼間の写真は使つていいと。ただし、夜はまずいということなんです。それはなぜかというところ、ライトアップされているので、ライトアップの著作権があるということです。これを見ました。これに類することは、もしかしたら日本にもあるかもしれませんので、やはり確認しておく必要があると思います。

それから看板も、基本的には写り込みであれば無修正でOKということ聞いておきます。人の顔は、特定できない程度のものであればOKであると。ただ、どこまでが特定できないとされるのかは大変微妙かと思えますので、大家先生か小畑弁護士の見解を聞きたいと思えます。

それとGoogleのストリートビューでは、基本的に写り込んだ人の顔や車のナンバーがぼかしてあるのを、皆さんは見たことがあるのではないかと思います。例えば自分の家が写っていて困るなら、申し入

れれば削除してもらえます。Googleはそういう管理の仕方をしていっていることですね。

大家

著作権法の第四十五条(※11)には、「美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる」、第二項に、「前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場合又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場合に恒常的に設置する場合には、適用しない」と書いてあります。

それから第四十六条(※12)に、「美術の著作物でその原作品が前条第二項に規定する屋外の場合に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と書いてあります。

つまり、屋外に置かれた彫刻物や建築物といった著作物は、絵はがきにして販売したりしなければ、自由に撮影して使つていいよ、ということ。屋外の彫刻や建築の撮影は、この第四十六条でかなり解

※11 著作権法第四十五条  
(美術の著作物等の原作品の所有者による展示)  
美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。

2 前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場合又は建造物の外壁その他

一般公衆の見やすい屋外の場合に恒常的に設置する場合には、適用しない。

※12 著作権法第四十六条

(公開の美術の著作物等の利用)  
美術の著作物でその原作品が前条第二項に規定する屋外の場合に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

一 彫刻を増製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合

二 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合

三 前条第二項に規定する屋外の場合に恒常的に設置するために複製する場合

四 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合

決されると思います。例えば、フランスのデザイナーに頼んで作った、浅草のアサヒビール本社ビルの金色の雲の建築を撮影する場合もそうですね。基本的に建物の写真を使う場合、著作者(建築家)や所有者の許諾は不要で、撮影者の許諾を得るだけでいいと思います。

味岡

それについて先ほどもちょっと聞きましたけど、神社仏閣などで敷地に入って撮影するときに、仮にその神職さんやお坊さんが、そこで写真を撮るな、敷地に入って撮った写真を使うなと言ったとしたら、その人の土地である以上、言う権利はあると、僕は思うんですね。そういうときにはまた別の権利が発生するのではないかと思うのですが、それについて説明していただけますか。

大家

それは土地の所有権に基づいて、土地の所有者がその土地の管理権を持っているということです。例えばこの会場で写真を撮っていいとか悪いとかいうのは、管理権のある日本グラフィックデザイナー協会の方が決めていい。それと同じ理屈だと思います。

黒部

ウェブでも印刷でも言えることですが、僕がある百貨店の前で公道の使用許可を取って撮影をしたときに、その百貨店から怒られて、お金を払えと言われたことがあります。もし先生に相談したら、どのように弁護してもらえるのでしょうか。

小畑

公道上から、少なくとも建物としてのデパートを撮影することについては、原則として問題は生じないと思います。建築が著作物と認められるのは、美術性がある建物に限られていますので、そういう意味ではデパートのように、通常、美術性があるとは認められないような建築物であれば、建物としては問題ないと思いますけれども、そこに例えばブランドの商標が掲げられているとか、そういう問題があると思います。

おそらく、その商標を撮影するのはまかりならんと言いたいのだと思いますけれども、その点についても、商標を商標的に使用するのでなければ、商標権侵害にはならないということがありますので、商標



の出所表示機能とか、自他商品識別機能とか、品質保証機能というものを全く利用しないような場合で、単に先ほどの写り込みのような形で写り込んでいるのであれば、商標権侵害という問題は生じないと考えています。

Q7

クライアントの担当者のディレクションで、デジタルコンテンツのデザインをしました。

このコンテンツの著作権は誰にありますか？

小畑

ご質問に回答する前に、まず前提から説明しましょう。何かをデザインする場合に、自ら思い立ってやる場合と、人に頼まれてデザインする場合があると思います。人に頼まれて著作物を創作する場合について考えてみますと、著作権法上、職務著作(※13)という規定があり、大家先生の「要約集」に、その概要が出ています。

「会社等の法人・団体の一員が職務上作成した著作物を、法人が著作者、著作権者になるという観点から『法人著作』という」と。これを法人著作ないしは職務著作というわけですが、例えば会社で上司からこういうものを作ってくれと言われて、仕事の上でそれに従って作り、それを会社の名義で公表するというような場合、その著作者というのは基本的に会社になります。ただ、契約とか就業規則で実際に作った人が著作者になるというような規定があれば別ですけど、そういう規定がなければ会社が著作者となって、財産権としての著作権も、人格権としての著作者人格権も有するという規定があります。

ご質問の答えに戻りますと、このようにクライアントの担当者のディレクションでデザインを依頼された場合、職務著作の規定が適用されるかということですが、これは使用者の業務に従事する者という、先ほど説明した職務著作の要件が、具体的にどういった場合なのかという問題に関わっています。会社の従業員のように雇用関係がある場合は、明らかにその要件を満たすということになるのですが、それ以外にも雇用関係と同じような指揮命令監督の関係にある場合

※13 職務著作

著作権法第十五条

法人その他使用者(以下この条において「法人等」という)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時に別段の定めがない限り、その法人等とする。

には、先ほどの使用者の業務に従事する者という要件に該当して、依頼者が著作者になると言われております。

そういう観点からすると、請負とか委任、委託というような場合は、そういった雇用関係とはまた違って、受託者あるいは請負人が独立して仕事をするという面があります。そういった独立性を持つて仕事をする人については、職務著作は成立しないと言われているため、この質問の場合には基本的には職務著作は成立しないので、著作者はデザイナーをした人になりますが、今度はディレクションという問題が出てくると思います。

ディレクションがどういった内容なのかによると思いますが、先ほど少しお話ししましたように、著作権法というのは具体的な表現を保護する法律で、事実とかアイデアは保護するものではありません。このディレクションが例えばアイデアにとどまる場合、こういう感じで、こういうイメージで、というような、表現とまではいかないディレクションだった場合、それは創作性のある指示ではないと思いますが、それが具体的な表現、こういう形、こういう色にしてくれなどという

創作性のある、あるいは選択の幅の中でこういうものを選択してやってくれというような、具体的な表現の指示があった場合には、それはディレクションをしたクライアントの担当者も創作行為を行っていると考えられると思います。

そうすると、その結果、出来上がったデザインのコンテンツというのは、デザイナーと、ディレクションをしたクライアントの担当者ないしはそのクライアントの会社が、共同で著作権を有する共同著作物になると考えられるのではないかと思います。

司会  
ちよつと関連した質問ですので、もう一つ小畑先生にお聞きしたいんですけども、一般的な製品カタログなどの編集著作物としての権利について、クライアントとの共著性というのは、どの程度あるものなのでしょうか。

小畑  
編集著作物の場合、編集著作権(※14)については選択または配列に創作性がある場合は編集著作物に該当しますが、選択または配列につい

※14 編集著作権

著作権法第十二条

編集物(データベースに該当する

ものを除く。以下同じ)でその

素材の選択又は配列によって創

作性を有するものは、著作物と

して保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

て具体的な指示があった場合は、その指示を出した人も創作行為を行っているということになって、共同して著作したと言えるのではないかと思います。その結果、共同著作物(※15)になるのではないかと思

※15 共同著作物  
著作権法第二条第一項第十二号  
共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

司会  
もう一つ、大学の授業中や一般に開催されているワークショップなどで作成したデザインの著作権というのは、どう考えればよいでしょうか。

小畑  
これも同じような考え方だと思いますが、生徒なりデザイナーの方が単独で創作行為を行ったかどうか、あるいは教授の指導で具体的にここはこういうふうに表示しなさいという指示に従ったり、あるいはアドバイスに従ってデザインした場合、その部分については、教授なり指示を出す人が創作行為を行ったと言えるのではないかと思いますので、共同著作物になり得ると考えられます。

黒部  
昔、ある東京の美大の卒業制作担当の先生から、大学が買い上げた学

生の作品の著作権はどうなるのかと聞かれたことがあります。そのときは、買い上げた後も著作人格権が学生にあるのは明白なので、著作権財産権に関して、大学と作者のどちらに所属するのかをきちんと学生と話し合っておかないと、後々もめることになるかもしれないよ、とアドバイスしました。そのあたりは、われわれも注意しなければいけないと思います。

Q 8

ブランディングの仕事で、

ロゴとウェブサイトのデザインを提案することになりましたが、どの程度似ていると権利侵害になりますか？

また、他人のまねをしていないことを証明するにはどうすればよいでしょうか？

小針

意見は分かれると思うんですけども、ロゴマークに関しては著作物性

が認められにくいという意見もあると思うんです。仮にそうだとすると、他人のものをまねして作ることに対して、デザイナーとしてのモラルはどうなんだということ。それからもう一つは、依頼者の側の信頼性を損なっていないかといった問題を、われわれは当然意識しなくてはいけないと思います。

それからウェブサイトのデザインに関しても、通常の業務でウェブデザインをしていけば、これはどこか似ているよなというものを見かけると思うんですね。当然、その時期、その折の一つのウェブサイトのはやりというんですか。ある時期は上にグローバルナビゲーションを付けるだとか、そういったインターフェイス上の利便性なり何なりを考えますと、結果的に似てしまうのはやむを得ないと思うんです。

ものの本にはデザインとレイアウトを区別して、レイアウトの場合には「アイデア」であり、著作権法上の対象ではないので、模倣してもいいと書かれていることもあります。デザインとレイアウトはどこで線引きをするのかという問題はありますが、ウェブの例えばトップページですね。これもそういった意味では、レイアウトという側面のほう

が強いのではないかと思えます。

ですが、法的な解釈以前に、われわれはクリエイターのプライドとして、模倣は極力避けると。いかに似ないレイアウト、デザインで制作するかを心掛けていくのが、やはり一番大事なんじゃないかと思っています。

黒部

僕からも付け加えると、著作権はデッドコピーかどうかの問題になります。他人が作ったものと似ないように作る、というのは一つの理想でしょうが、似ているものがないことには、やはりものは出てこないわけです。他人のものと似ていてもいいけれど、小針さんが言われたようなことが重要であると思えます。

例えばロゴは、商標登録に関わります。「似ている・似ていない」は商標登録でより問題になる話です。製品やブランドのロゴを登録するときは、最終案とそれに似たものを十個ぐらい申請することがあります。そうすると類似したものがはじかれるので、防衛になるんです。個人のデザイナーではなかなかできませんが、企業だとそういう方法をと

ります。

それと先ほども話に出ましたが、著作権は「表現されたもの」しか保護しないということを、覚えていただきたいと思えます。よく、アイデアをパクられた、という言い方をしますが、アイデアをまねしても著作権侵害にはなりません。企画もアイデアに含まれます。アイデアが似ているだけで権利侵害になったら、われわれの仕事は手も足もなくなってしまうです。

小畑

非常に難しい問題であると思えます。類似しているかどうかということについては裁判例が多数ありますが、例えば一審と控訴審で違う結論になる裁判例もあります。つまり、判断が非常に難しいのです。

裁判的な言い回しでは、「元の著作物の本質的な特徴を直接感得できるか」という、非常にわかりにくい判断基準があります。

問題となっている著作物を見たときにあの原著物を参考にしたのだな、と思いつかぶこと、それは繰り返し話しお話に出ていますように、著作権法はあくまでも具体的な表現を保護するものであるので、表現

が原著物の特徴を表しているとか、特徴が出ているなというように感じるものが、はたして客観的に誰が見ても同じになるかというとなかなか難しいと思われれます。

一つの見方としては、共通する表現の部分に創作性があるかどうかという観点や、あるいは逆に相違する部分を含めて全体的に見たときに、似ていると言えるかどうかという観点から、表現が類似するのかどうかを見ていくということになるのではないかと思えます。

味岡

一つ質問させていただいていいですか。著作権は、著作物を作った時点で権利が発生しますよね。商標権などは、登録することによって発生するわけですね。そうすると、似ている・似ていないという問題についても、商標であるならば似ていれば即アウトですね。登録が先です。でも著作権の場合だったら、先にあった著作物を見て書かない限り、同一になったってOKだと、僕は認識しているんですけど。その場合には、既存の著作物をまねたか、まねていないかという、そこが関わってくるような気がするのですが、そのあたりを小畑先生が大家先

生にお聞きしたいのですが。

大家

おっしゃるとおりですね。要するに日本の著作権法の考え方として、「偶然の一致」は著作権侵害にならないんです。しかし、他人の著作物をそばに置いて、それを見てまねて作ったら駄目。他人のものに依拠して作って、同じものができた場合は、複製権侵害となります。ですから、確かに味岡さんのおっしゃるとおりですが、一方で、他人の著作物を見た(依拠した)ことを立証するのは非常に難しいんです。

鈴木道明さんという、「BSで音楽のレコードの紹介などを担当していた人が、「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー」という曲を作りました。それがアメリカの作曲家が作った「夢破れし並木道」に似ている、著作権侵害ではないか、とって問題になった。東京にあるアメリカのエージェントが訴えたのですが、その曲を知っていてまねたかどうかは結局立証できず、偶然の一致ということで、最高裁で負けが確定しています。

それから作曲家の小林亜星さんが、服部克久さん作曲の「記念樹」が自分の作曲した「どこまでも行こう」に似ていると言って訴えた事件では、曲全体の九割が同じ音だということで、服部克久さんが負けています。僕は「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー」のような議論を持ち出せば、服部さんが勝って小林さんが負けたんじゃないかと思うんですが、そういう結果になっています。

皆さんに関係が深いのは、タイプフェイスの(ゴナU事件)ですね(本書資料編)の頁参照。「ゴナU」は写研が中村征宏さんに委託して作った書体です。その後かなり時間がたってから、モリサワが小塚昌彦さんなどに委託して「新ゴ」という書体を作ったところ、写研がモリサワを著作権侵害で訴えた事件です。

大阪地裁は、「ゴナU」は「美的創作性がないから美術の著作物ではない」と判断しました。また、小塚さんが「ゴナU」を横に置いて、依拠してそっくり模倣して「新ゴ」を作ったのなら民法の不法行為に当たるが、依拠していないので不法行為にはあたらない、と判断したんです。大阪高裁、最高裁も原告のゴナUの著作物性を否定しました。

こういうこともあって私は、著作権法とは別に「デザイン法」を作っ

ではどうかと考えているんですね。つまり書体もそうですけども、デザインしたものが何か一つヒットしたとしますね。その場合、デザイナーに対して同じような流儀で何か別のものを作ってくれという注文が許されるかどうか。著作権法を厳密に適用すれば、複製か翻案に当たれば許されない。その流儀をまねすることは、複製、翻案に当たらず、「アイデア」の盗用であるとすれば合法です。デザインにおいては、ヒットした流儀を用いて別案が幾つでもできる可能性があるわけです。アイデアである流儀を広く認める。いずれにしろ、著作権法や書体法、デザイン法は、「デッドコピー」は侵害であると明確にしなればなりません。

そう考えると、著作権法とは別に、書体法やデザイン法というのを作って、その分野のいろんな選択肢を残すといえますか、既存のデザインへの依拠や接近が許されるようにしなくてはいけないと思っています。

また、質問にあったブランディングの仕事のロゴのデザインについて、実際にあった判例をお話ししましょう。アサヒビールの「Asahi」と

いうロゴによく似たロゴを、Asaxという会社が商標登録して訴訟になりました。結果、アサヒビールは負けたのですが、何人かの人に聞くと、あれはアサヒビールに勝たせてもよかったんじゃないかという議論もあります。これは商標も含めてちょっと難しいところですね。私もどちらを勝たせるべきだったのか分かりません。

#### 黒部

質問の中で、二つのロゴが似ていないことを証明する方法はあるかということでしたが、僕はロゴマークの仕事を引き受けると、類似したものがないか、ひととおり調べることにしています。例えばJAGDAのような団体や出版社から出ている本で調べたり、商標登録されているものなら特許庁の商標検索サイトで探せるので、そういうところを当たります。

特許庁のサイトがなかった頃は、マークを頼まれると、お金をかけて弁理士さんに依頼して、似たものが登録されていないというのを全部調べていました。当然その費用はクライアントに請求します。それはデザイナーの仕事じゃないと言う人もいらっしやると思うけれ

ども、引き受けるからには問題のないものを作ろうという態度で、対応しています。

それをやったから、絶対安心かというところではなく、世界中を探せば、人間の考えることだから似たものがあるかもしれない。ほかのマークをまねしたわけではないのに、偶然似てしまう場合もあります。ですが、手を尽くして調べるなど、すでに発表されているものに似せない努力はすべきだと思います。

## Q 9

携帯やスマホに表示される絵文字や顔文字に、著作権はありますか？  
絵文字を使う際の制限や注意することはありますか？

例えば、絵文字をTシャツにプリントして販売してもよいでしょうか？

司会

ちょうど今年(2016年)の12月10日からニューヨーク近代美術館で、NTTドコモが1999年に制作しました絵文字を收藏することになりま

して、展示が始まるそうなんです。ということ、タイムリーな質問なので、まず大家先生、お願いいたします。

大家

スマートフォン絵文字とは違いますが、みなさんがよく目にする絵文字であるピクトグラムについて、参考になる例があります。2015年の判例ですが、大阪市の外郭団体がデザイン会社に委嘱して、大阪城や大阪の有名な施設のピクトグラムを作らせました。普通なら、大阪市側が永久にピクトグラムを使えるよう、著作権を譲渡してもらいうような契約を結ぶのでしょけれど、このときは使用期限を切ったんです。その使用期間が切れた後も大阪市が依然として絵文字を使っていたために、デザイン会社が損害賠償の請求を起こしたのです。

その裁判で、大阪地裁は大阪市を負けさせまして、契約期間が切れたのに絵文字を使ったのは不法行為であるとして損害賠償を命じたのです。十種類くらいの絵文字をデザインした会社が勝ったことで、逆に言いますと、大阪城などのイラストや絵文字に全て著作権があるということになったんです。



この考え方が、スマートフォンの絵文字の方にもあてはまり、著作物であるものとなひものがあります。ですから、他の人が作った絵文字を使うなら、著作権者の許可がいるということです。Tシャツにプリントして売るのも、当然許可がいります。

参考までにピクトグラムの話を補足しますと、著作権のあるピクトグラムには本来、著作権の権利者の氏名表示権があります。しかし、トイレの表示を見ても分かるとおり、名前が表示されていることはまづありません。スマートフォンの絵文字も、著作権者の名前は表示されていませんが、著作権者はいるということです。

## 質疑

司会

ありがとうございます。まだ質問が残っているのですが、せっかくの機会ですので、会場からの質問を受け付けたいと思います。ここまでの「Q&A」の中で、ここをもっと詳しく知りたいとか、「Webと著

作権」というテーマに関する別の質問でも結構です。質問のある方は挙手をお願いします。

質問者A ウェブで公開されているものを、プレゼンテーション資料として使っているかという質問について、基本的に使ってはいけないという結論になりましたが、画像の引用についてどう考えればいいのか、もう少し詳しく教えてください。例えば今、実際に後ろのスクリーンに絵文字の画像が映っていますが、こういった使い方は許可があるのか、引用として無断でも許されるのか、ご意見をいただきたいと思ひます。

大家

前後に、絵文字なら絵文字に関連した文章を延々と書いたうえで、さらに自己の主張がある材料として絵文字のイラストを使った結果、裁判官が見て、これは引用だなというふうに納得すればいいわけですね。条文に沿った使い方で、さらにわれわれが見てもこれは引用だと思ひればいいと思ひます。

著作権法第三十二条(本書37頁脚注※8参照)に、「公表された著作

物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ。」とあります。

例えば、皆さんがデザイナーの勉強会なり学会なりで、他人が作った絵文字などを引用するとします。それまで同業者も何人か、絵文字の引用をほとんどんやっていると。すると裁判になったときに、何々君も誰それさんも皆やっていると、これはもう業界の公正な慣行なんですよ、と言え、研究その他の引用の目的上、正当な範囲内で行われていると主張できます。

引用については判例が多いんです。これを文字に直結した解釈をしたり、多少おおざっぱに抽象的に解釈する人もいます。私は半分以上自分のものがなきや駄目だという言い方をしましたけども、それはこの条文にはないから、半分以上じゃなくてもいいんですけどね。だから第三十二条第一項の内容が主張できるようにすればいいと、私は思います。

味岡

引用について先ほどの条文で、批評や報道のためという目的があれば、引用してもよいというのがありましたよね。プレゼンテーションはそもそもこれに該当しないということなのか、それともたとえプレゼンテーションであっても批評、報道というものの範疇に入ると解釈されるのか。その点はどうなのでしょう。

小畑

後で条文を確認していただきたいのですが、条文上は報道、批評、研究、その他の引用の目的上正当な範囲内となっておりますので、報道、批評、研究というのは限定列举ではなくて、例示列举といって例として挙げているだけで、それだけに限られるわけではないということだと思います。

黒部

それも踏まえて、プレゼンテーションのときの画像引用は、先ほど言ったような場合にはできませんが、作るもの、表現するものへの引用は不適切だということになります。

質問者B ロゴマークのデザインが「似ている・似ていない」の判断は、人それぞれで違うと思うんです。特許庁に商標登録されているマークは、いろいろ似かよっているものが載っているのですが、これを人は違々と判断するのだという逆利用で、このマークとこのマークは違々と見なされるんですよ、というふうに、クライアントに説明をすることがあります。そういう判断でよろしいでしょうか。それと「似ている・似ていない」を判断するときの指標のようなものがあれば、お教えください。

小針

「似ている・似ていない」に関しては、大きく判断が分かれるところかと思いますが。おそらく最終的には、法的根拠で争うということになってしまうと思うんですけども、先ほどお話にあった、類似性の上で商標登録上の縛りがどの程度まで影響するかという判断があるかと思えます。著作権ではなく、商標権の問題であればいくつか裁判がありますので、どこまでがOKかを口頭でご説明するのはなかなか厳しいです。

司会

ありがとうございます。まだまだ講師の皆さんに聞きたい質問が

残っていますが、残念ながら時間となりました。以上を持ちまして、「AGDA著作権セミナー2016 Webと著作権」を終了いたします。

\*セミナー当日、時間の都合で取り上げることでできなかった質問の回答を、本報告書において掲載します。

Q 10

ウェブサイトのデザインをしたのですが、デジタルデータの引き渡しを求められましたが、引き渡す義務はありますか？

小畑

契約の内容によりませんが、契約書を取り交わしていなかった場合、契約書を取り交わしたが、デジタルデータの引渡しについて定めていなかった場合は、デザインを著作したデザイナーに著作権が留保されていること、すなわち引渡義務がないことを前提に交渉すべきです。ウェブサイトのデザインなどデジタルデータでの納品が必須の場合は、契約書または引渡しの際の合意書、覚書等で、使用目的を限定し、他

の目的への利用を禁止すべきです。

Q 11

クライアントから支給された素材が、違法ダウンロードした素材だった場合のデザイナーの対処方法や責任は？

小畑

デザイナーが違法ダウンロードした素材であることを知りながら、その素材を使用してデザインすると、その素材の著作権者に対し、損害賠償義務を負うおそれがあります。したがって、納品前に違法ダウンロードの事実を知った場合は、クライアントに素材の差替えを求め、それに応じてもらえなかった場合は、契約を解除することが考えられます。

Q 12

以前手がけた書籍のデザインを、

電子書籍にも利用することになりました。

出版社から無償で承諾することを要求されましたが、

問題ではないでしょうか？

また、断った場合のデメリットはありますか？

小畑

契約の内容によりませんが、契約書を取り交わしていなかった場合、契約書を取り交わしたが、電子書籍への利用について定めていなかった場合は、その利用を認めるかどうかはデザイナーの自由です。電子書籍への利用を認める場合、再使用料の支払いを求めることが通常であり、無償で許諾する義務はありません。電子書籍への利用を断った場合、出版社は当該デザインを電子書籍に利用できず、デザイナーは電子書籍にかかる再使用料を得られないということになります。

※16 公衆送信

著作権法第二条第七の二号  
公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部分

Q 13

読者が、作者に無断で絵本の読み聞かせ動画を配信するのは、

違法でしょうか？

違法の場合、どのように対応すればよいのでしょうか？

小畑

絵本の著作権者が有する公衆送信権侵害となります。著作権法上、口述には録音・録画物の再生が含まれますが、公衆送信(※16)は除かれています。これは公衆送信権で対応すればよいからです。また、著作権が制限される、営利を目的としない上演等第三十八条第一項(※17)には公衆送信が含まれていません。したがって、非営利かつ無料であっても口述の録音物をネット配信することはできません。読者が特定されていればその読者に動画の削除を求めることのほか、配信サイトに削除を求めることが考えられます。

の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信(プログラムの著作物の送信を除く)を除く)を行うことをいう。

※17 著作権法 第三十八条第一項

(営利を目的としない上演等)  
公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ聴衆又は観衆から料金を、ずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいふ。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

Q 14

有名人の講演会の動画を撮影し、

無断でネットで公開することは許されますか？

小畑

その有名人の講演にかかる複製権、公衆送信権を侵害するほか、肖像権を侵害するので、許されません。(本書16頁脚注※3・4参照)

資料(判例)『インターネット判例要約集』より

へクラブ・キャッツアイ事件」

※18 判時  
「判例時報」の略

最高裁昭和63年3月15日判決(民集42巻3号199頁、判時(※18)1270号34頁)

音楽家を雇い、音楽の生演奏をさせていたクラブ・キャッツアイというバーが、それをやめカラオケ装置を置いて、客がカラオケで歌うようになった。

作詞家作曲家からその著作権を信託的譲渡されている日本音楽著作権協会は、演奏権に基いて、著作権使用料を請求、経営者であるバーを訴えた。

バー経営者はバーにおいて、カラオケで歌唱しているのは、客か客と従業員であって、経営者は音痴で歌わないし、店にいないといい、責任主体はバーの経営者でないと主張した。

最高裁は、(一)客が歌っていたとしても、バーの管理下にあること、(二)バーはカラオケスナックとしての雰囲気醸成し、客の来集を図り、営業上の利益の増大を意図していることを理由に、客による歌唱も、著作権法上の規律の観点から、バーの経営者による歌唱と同視しうるとした。

【コメント】著作権侵害について、侵害者と思われる者が直接、侵害していな

いとしても、その行為のなされる状況において、(一)その仕組みが侵害者の管理下にあること、(二)侵害者が利得している場合、侵害とされる。この判例法理は「カラオケ法理」と呼ばれる。

最高裁平成23年1月27日判決(ロクラクII事件)、知財高裁平成22年4月28日判決(TVブレイク事件)、東京地裁平成19年5月25日判決(MYUTA事件)、東京地裁17年10月7日決定(録画ネット事件)など、このカラオケ法理に拠ると思われる判決は多い。

へイスラム教徒情報流出事件」

警察により収集・保管されていたイスラム教徒の個人情報が入ターネット上に流出、漏洩した事件において、原告イスラム教徒の個人情報を警察当局が収集・保管・利用したことは憲法第二十条等に違反しないが、警視庁の情報管理上の注意義務違反があったとされ、しかし警察庁の監査・監督上の責任は否定され、国家賠償法上、モロッコ、イラン、アルジェリア、チュニジアとの間に相互保証があり、被告東京都は、原告一人へ20万円、原告16人へそれぞれ

500万円を支払うよう命じた一審判決が二審で支持された事例である。

東京地裁平成26年1月15日判決(平成23年(ワ)第15750号(第一事件)、第32072号(第二事件)、平成24年(ワ)第3266号(第三事件)、判時2215号30頁)、東京高裁平成27年4月15日判決

#### 〔東京地裁〕

原告は、いずれもイスラム教徒で、日本国籍四名、チュニジア共和国国籍六名、アルジェリア民主人民共和国国籍三名、モロッコ王国国籍三名、イラン・イスラム共和国国籍一名である。

平成22年10月28日頃、インターネット上に、二ト点のデータがファイル交換ソフト・ウイニーを通じて、掲出された。このデータは、同年11月25日時点で、20を超える国と地域の二万台以上のパソコンにダウンロードされた。データには、履歴書のような書面、モスクへの出入り状況、イスラム教徒との交友関係などがある。

原告等は、(一)警視庁、警察庁、国家公安委員会は、モスクの監視など憲法上の人権を侵害し、個人情報収集・保管・利用し、(二)個人情報情報を情報管理上

の注意義務違反で、インターネット上に流出し、適切な損害拡大防止措置を執らなかつたことは、国家賠償法上違法であると主張し、東京都(警視庁)、国(警察庁、国家公安委員会)に対し、国家賠償法第一条第一項等に基づき、連帯してそれぞれ200万円及び遅延損害金の支払いを求めた。

#### 〔東京地裁〕

民事第41部の始関正光裁判長は、次のように判断した。

(一)平成22年流出のデータは、警察が作成したもので、警視庁公安部外事第3課が保有していた。警察の情報収集活動は、国際テロ防止のために必要上やむを得ないもので憲法第二十条(信教の自由・国の宗教活動の禁止)、これを受けた宗教法人法第八十四条に違反するものでない。憲法第十三条(個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重)でない。

(二)本件データは、4警察職員(おそらくは警視庁職員)によって外部記録媒体を用いて持ち出された。警視総監には情報管理上の注意義務を怠つた過失がある。国家賠償法上の違法性があり、被告東京都に原告が被つた損害賠償責任がある。



警察庁は流出事件の責任はなく、被告国にもない。

(3) 本件で流出した原告の個人情報の種類・性質・内容、当該個人情報が、インターネットによって、広汎に伝播したことを考えると、原告等が受けたプライバシー侵害、名誉権侵害は大きく、原告16人へ、慰謝料各500万円(弁護士費用各50万円)、原告一名には、200万円(テロリストであるような表記をされた原告の妻として氏名、生年月日、住所のみが流出)(弁護士費用20万円)を東京都に命じた。

(4) 原告モロッコ、イラン、アルジェリア、チュニジア間に国家賠償法第六条(この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証がある限り、これを適用する)があると認められ、東京都から損害賠償を受けることができる。

#### 〔東京高裁〕

東京高裁は、三つの争点について、次のように判断した。

(1) 争点1、警視庁及び警察庁による個人情報の収集、保管、利用についてア、これは、憲法第二十条第一項の信教の自由の条項に違反しない。  
イ、憲法第十四条の「法の下平等」に違反しない。

ウ、憲法第十三条の「信仰内容・信仰活動に関する情報を収集・管理されない自由の侵害」に違反するものでない。

エ、警視庁及び警察庁による個人情報の保有が憲法に違反するか、について「本件情報活動は、もともと継続的に情報を収集し、それを分析、利用することを目的とするものであり、このような情報の継続的収集、保管、分析、利用を一体のものとして、それによる個人の私生活上の自由への影響を前提として前記の通り憲法適合性を判断したのであり、一審原告らの個人情報の保有等も憲法第十三条等に違反しない。」

オ、当審における一審原告らの主張(国際人権規約違反)について。

市民的及び政治的権利に関する国際規約第十七条に定める個人の私生活上の自由の保護並びに同規約第二条及び第二十六条に定める宗教による差別的取り扱いの禁止は、その内容において憲法第十三条、第十四条第一項において規定するところと異ならず、本件情報収集プログラム及び本件情報収集活動は、同規約第十七条並びに第二条及び第二十六条に違反しない。

カ、本件個人データの収集・保管・利用は、法律の留保原則、保護法、保護条例に違反しない。

(2)争点2、国家賠償法上の違法性について

ア、一審被告東京都

本件データは、警察職員、おそらくは警視庁職員によって外部記録媒体を用いて持ち出された。警視総監は、本件データが外部へ持ち出されれば、個人に多大な被害を与えるおそれがあることを十分予見可能であったから、情報管理上の注意義務を負っていた。外事3課内における管理体制は不十分なものであった。このことが、外部記録媒体を用いたデータの持出に繋がった。警視総監には、情報管理上の注意義務を怠った過失があり、一審被告東京都は、国家賠償法による責任を負う。

イ、一審被告国

警察庁の監査責任者には本件流出事件について義務違反はなく、国に責任はない。

ウ、本件流出事件発生後の一審被告らの不作為の違法性

警視庁と警察庁は、尽くすべき義務は尽くしており、損害拡大防止義務を怠ったということはできない。

(3)争点3、損害について

一審の判断は妥当である、とした。

高野伸裁判長は、次のように控訴棄却の判決を下した。

「判決主文」

- 1 一審原告ら及び一審被告東京都の控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、一審原告らの各控訴に係るものは一審原告らの負担とし、一審被告東京都の各控訴に係るものは一審被告東京都の負担とする。

【コメント】原告に対し、500万円、200万円の慰謝料を認めた一審判決、二審判決は、妥当と言うべきである。裁判所は、警視庁外事3課の者がデータを外部記録媒体を用いて持ち出したと認定したが、一審被告である東京都（警視庁）は、本件データが警視庁が保有していた情報であると認めていない。一審判決は、(警視庁、警察庁の報告書が)「外部者によるハッキング等の可能性等については何ら触れられておらず、こうした可能性をうかがわせる特段の証拠もない。」としている。

イスタム過激派による国際テロにより、世界各国で警察当局の取締、犯罪

の予防、公共の安全を図り、秩序維持に全力を挙げている。西尾幹二・川口マーン恵美「膨張するドイツの衝撃」は、テロ対策が嚴重なヨーロッパに対し、日本が無防備であることを指摘し、日本はイスラム教との確執がなかった珍しい国であるが、一面、「日本は孤独」であるとする。

アメリカ合衆国では、外国情報監視法裁判所 (United States Foreign Intelligence Surveillance Court) は、2013年4月25日、大手プロバイダのヘライゾンに対し、顧客の電話記録(電話メタデータ)を90日間、NSA(国家安全保障局)へ提出せよ、と命じている。

#### 〈検索サイト表示差止請求事件〉

Yahoo! Japanの検索サイトで自分の名前を検索すると、逮捕事実が表示されたとして、名誉毀損及びプライバシー侵害に基づく損害賠償及び差止めを求めたが、請求が認められなかった事例である。

京都地裁平成26年8月7日判決(毎日新聞2014年8月23日)

原告は、2012年11月、サンダルに小型カメラを装置し、女性を盗撮し、同年12月、

京都府迷惑行為防止条例違反で逮捕され、2013年4月、執行猶予付の有罪判決を受けた者である。

原告が、Yahoo! Japanの検索サイトで自分の名前を検索したところ、逮捕された事実が表示された。

原告は、Yahoo! Japanに対して、名誉毀損、プライバシー侵害を理由として、差止めと損害賠償を求めた。

京都地裁は、検索結果の表示によって、原告の名誉を毀損したとはいえないが、仮に、検索結果の表示の内、スニペット部分について、原告への名誉毀損が成立すると解し、違法性阻却を検討する。

原告の逮捕事実、盗撮という特殊な行為態様の犯罪事実に関するもので、社会的関心の高い事柄で、原告逮捕からまだ一年半程度しか経過していないことから、サイトの事実表示は公共の利害に関する事実に関する行為であり、違法性は阻却されないとした。プライバシー侵害については、違法性が阻却され、不法行為は成立しないとした。

損害賠償については、判断の必要なく、検索結果の表示により原告の人格権が違法に侵害されているとも認められないとして、差止めは理由がないとした。

【コメント】いわゆる「忘れられる権利」の事件である。京都地裁は、これを認めなかった。原告が抹消して欲しいという事実から、「一年半」しか経過していないことが、大きな理由と思われる。

紙媒体の事例であるが、交通事故で傷害を負い、後遺症がある旨の虚偽申告し、誤信した保険会社から保険金の支払いを受け、そのことが発覚した被告が、原告出版社発行「交通事故民事判例集」に実名が載り、「保険金詐欺事件」なる索引により、詐欺被告人と同視した扱いをされ、掲載により名誉・信用が毀損されたとして、謝罪文の掲載と500万円の賠償を求めた事件で、長野地裁飯田支部平成元年2月8日判決(昭和63年(ワ)第23号、判時1322号134頁、判タ(※19)704号240頁)がある。大手新聞社の縮刷版のことを考えると、「忘れられる権利」は、紙媒体には影響を及ぼすべきではない。

〈色切り替えパッチ事件〉

氏名不詳者がアップロードしたファイルに含まれるプログラムとされる制作物は、原告創作に係るプログラムとされる制作物(パッチ)の複製又は翻案で

あるとし、プロバイダ責任制限法により、特定電気通信役務提供者へ発信者情報の開示を求め、開示が認められた事例である。

東京地裁平成26年11月26日判決(平成26年(ワ)第7280号)

パッチとは、オペレーティングシステムやアプリケーションプログラムの不具合などを修正するためのファイルをいう。

原告は、本件パッチを制作した者である。

被告(ビッグローブ株式会社)は、インターネット等のネットワークを利用した情報通信サービス、情報提供サービスその他情報サービスの提供を業とする株式会社で、プロバイダ責任制限法の「特定電気通信役務者」である。

別紙ウェブページのURLにより表示されるウェブページに、氏名不詳の者がアップロードしたプログラムとされる制作物があり、これは、原告の制作物(本件パッチ)の複製物ないし翻案物であり、この発信者の行為は、原告の複製権又は翻案権及び公衆送信権の侵害であるから、発信者に対し、損害賠償請求権を行使するため、原告は、被告に対し、プロバイダ責任制限法第四条第一項に基づいて、発信者情報の開示を求めて訴えた。

原告は、本件パッチは、平成7年(株)バンダイ発売の家庭用ゲーム機「スーパーファミコン」用のゲーム「SDガンダム GZEXE」に関して原告がそのパッケージを改善するために作成したプログラムであり、本件色替えパッチに創作性がある、プログラムの著作物と主張した。

被告は、原告の本件パッチ自体は「バンダイプログラムを改変するためのデータ列」で、「原告の困難かつ多大な努力と、それらの創意工夫は、原告の個性による創作・創造というよりは、専らバンダイプログラム自体の原状に規定・拘束された、ある種の必然的な制作作業といふべきもの」で、「著作物における、制作者の個性の表現ともいわれる創作性とはおよそ異なる」と主張した。

東京地裁民事29部嶋末和秀裁判長は、次のように判断した。

(1)本件パッチは、「著作権法第二条第一項十の二」の「プログラム」に該当する。

(2)本件パッチ中、少なくとも本件色替えパッチは、「プログラムの著作物」である。

(3)発信者プログラムのうち、少なくとも本件色替えパッチに対応する部

分は、本件パッチの複製物である。

(4)本件発信者の行為は、原告の複製権及び公衆送信権を侵害するものである。

(5)原告は、本件発信者に対し、損害賠償請求権の行使のため、本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がある。

#### 「判決主文」

(1)被告は、原告に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。

(2)訴訟費用は被告の負担とする。

【コメント】このあと、「色替えパッチのプログラム著作物」について、著作権侵害あるいは翻案権侵害の訴訟が行われるのであろうか。

#### 〈ニコニコ動画事件〉

ニコニコプレミアム会員Xが、自分が大阪市内のマクドナルド店に入店する様子や警察官と対応する様子を撮影し、動画にし、動画共有サイト「ニコニコ

動画」にアップロードし、サイトへアクセスする者が視聴できるようにしたところ、「ロケットニュース24」というウェブサイトが掲載し、記事を書込み、会員を誹謗中傷する書込みをし、この動画を視聴できるようにし、この記事の末尾に「参照元ニコニコ動画」とした。Xは、ウェブサイト運営者を訴えたが、Xが敗訴した事件である。

大阪地裁平成25年6月20日判決(平成23年(ワ)第1524号、判時2218号112頁)

原告Xは、平成23年6月当時、株式会社ニワンゴが提供するインターネット上の動画共有などのサービスのニコニコプレミアム会員として、「ニコニコ生放送」による動画のライブストリーミング配信等を行っていた。

被告Yは、情報提供サービスなどを目的とし、「ロケットニュース24」というウェブサイトを運営している株式会社ソシオコーポレーションである。

原告Xは、Xが著作者である動画を、被告Yが被告運営の「ロケットニュース24」に無断で掲載し、これに原告を誹謗中傷する記事を掲載し、コメント欄に読者として原告を誹謗中傷する書込みをさせ、これを削除しなかったことをXの名誉毀損と主張した。また、Xの著作権(公衆送信権)及び著作者人格

権(公表権、氏名表示権)を侵害するものであるとして、被告に対し、名誉権に基づき、本件ウェブサイトに掲載された本件記事及び本件コメント欄記載の削除を求めると共に、著作権及び著作者人格権侵害の不法行為に基づく名誉回復措置として別紙1記載の謝罪文を、名誉毀損の不法行為に基づく名誉回復措置として別紙2記載の謝罪文を本件ウェブサイトに掲載するよう求めた。

併せて、主位的に著作権及び著作者人格権の不法行為に基づく損害賠償の一部として30万円と遅延損害金並びに名誉毀損の不法行為に基づく損害賠償の一部として30万円及び遅延損害金を請求し、予備的に被告の上記行為は、原告の肖像権を侵害するとし、被告に対し、肖像権侵害の不法行為に基づく損害賠償の一部として10万円、及び遅延損害金並びに名誉毀損の不法行為に基づく損害賠償の一部として50万円、及び遅延損害金を請求した。

大阪地裁第21民事部谷有恒裁判長は、次のように判断し、原告の請求を棄却した。

(1) 本件動画は映画の著作物で、著作者は原告である。

(2) 被告は、本件動画へのリンクを貼ったにとどまり、被告Yが本件動画を自動公衆送信による不法行為をしたり、送信可能化による不法行為も認め

られない。公衆送信権侵害の幫助による不法行為は成立しない。

(3) 著作者人格権(公表権、氏名表示権)侵害について。

原告Xは、被告Yによる本件動画のリンクに先立ち、生放送をライブストリーミング配信しており、公表権侵害は成立しない。本件記事自体に原告Xの実名、変名の表示はなく、氏名表示権侵害の前提を欠き、ウェブサイト上の表示が原告の氏名表示権侵害になるとは認められない。

(4) 本件動画及び本件記事の名誉毀損該当性、違法性阻却事由の有無について。本件記事及び本件動画の本件ウェブサイトにへの掲載が原告の名誉を毀損するとの主張は、違法性阻却事由があり、また、記事中の「非常識な行動」は、人身攻撃に及んでなく、意見や論評の域を逸脱してない。被告が、本件ウェブサイトに本件記事を掲載し、併せて本件動画へのリンクを貼ったことに違法性はない。(5) 本件コメント欄記載の削除義務の有無について。

被告は、平成23年6月27日に原告から抗議を受け、直ちに本件動画へのリンクを削除し、原告の社会的評価が低下することを防止するための対応を適時とっている。被告は、本件コメント欄記載を削除すべき義務を負う状況になく、削除義務を負うものでない。

(6) 肖像権侵害の有無について。

被告が本件ウェブサイトで、本件動画へリンクを貼ったことが原告Xの肖像権を違法に侵害したとはいえない。第三者による肖像権侵害につき、故意又は過失があったともいえず、不法行為が成立するとは認められない。

【コメント】大阪地裁判決を支持する。

〈漫画家佐藤秀峰事件〉

漫画家佐藤秀峰の描いた天皇の似顔絵を、無断で画像投稿サイトに投稿したことが著作権侵害及び著作者人格権侵害とされ、50万円の損害賠償が命ぜられた事例である。

東京地裁平成25年7月16日判決(平成24年(ワ)第24571号)、知財高裁平成25年12月11日判決(平成25年(ネ)第24571号)

原告X(佐藤秀峰)は著名な漫画家であるが、2012年9月、「ブラックジャックよろしく」の二次使用を商用、非商用を問わずフリーにしたことで話題に

なった。

訴外A(有限会社佐藤漫画製作所)は、Xが制作した作品の著作権の管理等を行う特例有限会社である。

Aは、「漫画 on Web」というウェブサイトを運営しているが、販売促進活動の一環として、同サイトでXの作品を購入した顧客に対し、その希望する人物の似顔絵をXが色紙に描き、これを贈与するというサービスを提供した。

被告Yは、平成24年3月20日頃、このサイトを通じて、Xの「特攻の島」三巻及び四巻を購入すると共に、Aに対し、Xが描いた昭和天皇及び今上天皇の似顔絵を各一枚贈るよう申し入れ、Xはこれに応じ、AがYに送付した。

平成24年3月24日、Yはツイッターのサイト(以下、本件サイト)に、「天皇陛下にみんなでありがとうを伝えたい。陛下の似顔絵を描いてくれるプロのクリエイターさん。お願いします。クールJAPANなう、です。」と投稿し、その後、似顔絵のうちの一枚を撮影した写真を「wipic」という画像投稿サイトにアップロードした上、本件サイトに「陛下プロジェクトエントリーナンバー」X海猿、ブラックジャックによりしく、特攻の島」と投稿し、上記画像投稿サイトへのリンク先を掲示した。また、Yは、残る一枚の似顔絵についても、上記画

像投稿サイトにアップロードし、本件サイトに「はい、応募も早速三通目! : : : なんとまたXさんの作品だ! なんか萌えますな。萌え陛下。」と投稿し、上記画像投稿サイトへのリンク先を掲示した(以下、本件行為1)。

これに対しXは、「お客様のリクエストには極力お応えするのですが、政治的、思想的に利用するのはご遠慮ください。あくまで個人的利用の範囲でお応えしたイラストです。」と投稿したところ、Yは、「あ、はい、ゴメンなさい。賛同していただけるかと思っただけですが、届きませんでしたか? : : : めんなさい。消します。」と投稿し、その後、本件似顔絵の写真を上記画像投稿サイトから削除した。

しかし、Yは、本件サイトに、平成24年3月25日「毒をもって毒を制すということで、大手マスコミと同じ手法を取ってみた。」、翌26日「どんな手を使っても注目を集めて伝えたいことがあるんです。」Xさんにも○害予告されましたし、あちこちから狙われていますのでw俺の交友範囲は右から左、官から暴、聖から貧まで幅広いです。危険情報ばかり流しているので : : : アブナイJAPANというのに少しまとめてあります : : : (以下省略)」と投稿した(以下、本件行為2)。

本件サイト及び画像投稿サイトにおけるYの投稿内容は、Yがブロックし



た者以外の者に自由に閲覧できた。

Xは、(1)本件行為1について、Xの著作権(公衆送信権)侵害である。また、本件行為1は、原告Xの名誉声望を害する方法で著作物を利用する行為であり、著作者人格権侵害である(著作権法第一二三条第六項)、(2)本件行為2の中で、「○害予告」は「殺人予告」を意味する。XがYに対し殺害予告をしたとの事実を摘示することは、Xの社会的評価を低下させるもので、Xへの名誉毀損であると主張し、平成24年9月、Yを相手に100万円の損害賠償を求め提訴した。

#### 〔東京地裁〕

民事46部の長谷川浩二裁判長は、本件行為1の著作権侵害による損害額20万円、本件行為1による著作者人格権侵害、及び本件行為2のXへの名誉毀損について、それぞれ15万円(合計30万円)と認定し、Yは、Xへ50万円を支払うよう命じた。

Yは控訴し、Xは自らの作品について、著作権フリーの姿勢をみせており、Yには著作権侵害の故意はないと主張。これに対しXは、「自ら制作した特定の作品のみ他人による自由な二次利用を許諾したにすぎない」と反論した。

#### 〔知財高裁〕

第3部の設楽隆一裁判長は、原判決が認容した限度で、理由がある、と一審判決を支持し、本件控訴を棄却した。

【コメント】佐藤秀峰氏は、マンガの二次利用は、フリーにしたいという気持ちを持っていたと思われるが、自分と違う思想の人の手にかかると、このように「悪用」されるので、考えを改めたかも知れない。「著作権法第一二三条第六項」(※20)という条文の有用性が証明された。

#### 〈ナビキャスト事件〉

入力フォーム紹介の資料は著作物であり、類似サービスの資料が著作権侵害とされ、10万円の損害賠償が命ぜられた事例である。

東京地裁平成25年9月12日判決(平成24年(ワ)第36678号)

原告X(株)ショーケース・ティービーは、その業務に関連して、ウェブサイ

※20 著作権法第一二三条第六項  
著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。

トの入力フォームのアシスト機能に係るサービスである「ナビキャスト」の内容を説明する資料を作成し、ネット上、あるいは紙媒体で、Xの著作の名义で公表した。

ところが、同様の事業を行っている被告Y(株)コミクスが、COMIX Inc.の著作名義で「EHO CUBE」による入力フォーム改善・最適化／入力フォームでの離脱を改善します」という資料をネット上で、あるいは紙媒体の印刷物で公表した。

Xは、Yに対し、

1 上記「EHO CUBE」による入力フォーム改善・最適化／入力フォームでの離脱を改善」の営業資料を記録した電磁的記録媒体の記録抹消、又は同資料印刷パンフレット、レジメ等の印刷物の廃棄を求め、

2 被告Yは、原告Xへ、1680万円及び訴状到達日翌日から支払済みまでの年5分の金員の支払を求め、  
として訴訟になった。

原告は、原告各資料は、全体として著作者の個性が発揮され、思想を創作的に表現し、文芸及び學術の範囲に属する言語及び美術の著作物に当たると

主張した。

被告は、原告資料は特徴的言い回しがなく、表現が平凡でありふれている、創作的表現はない、と反論した。

#### 〔東京地裁判決〕

民事47部の高野輝久裁判長は、次のように述べて、原告の請求を一部認容した。

1 差止め及び廃棄等の請求について。

被告Yは、平成21年8月頃から「EHO CUBE」のサービスを開始し、上記営業資料を作成し、顧客に頒布、上映していたが、平成24年1月15日、本件訴状の送達を受けて被告資料の使用を中止し、記録した電磁的記録媒体や被告資料を印刷した印刷物を保有している証拠はないので、「原告の差止め及び廃棄等の請求」は理由がないとした。

2 損害賠償の請求について。

(1) 原告各資料が著作物に当たるか否か

『ナビキャスト』の内容を効率的に顧客に伝えて購買意欲を喚起することを目的として、『ナビキャスト』の具体的な画面やその機能を説明するた

めに相関図等の図や文章の内容を要領よく選択し、これを顧客に分かりやすいように配置したもので」「全体として筆者の個性が発揮され」「創作的な表現を含むから、著作物に当たるとした。

また、原告Xが、平成20年、訴外A(インターネット広告代理店事業(株)フルスピード)に、ナビキャストフォームアシストの供給の委託等をしたこと、被告Yは、Aから「入力フォーム最適化ツール」フルスピード[EFC]資料の送付を受け、被告Y従業員がこれを修正し、被告資料が完成したことを認め、原告資料に「依拠」したと認定、被告Yは、原告Xの著作権(複製権及び翻案権)を侵害したとし、顧客に対し被告資料の頒布上映は、原告の著作権(上映権又は著作権法第二十八条に基づく上映権及び譲渡権又は著作権法第二十八条に基づく譲渡権)を侵害するとした。

(2) 被告の代表者は、原告ナビキャスト担当者の訪問を受けて原告資料を入手している。原告資料と被告資料の記載が同一のものがあると知ることができたのに、しなかった被告には過失がある。

(3) 被告資料が「EFO CUBE」の営業で補助的役割であること、著作権侵害部分は、被告資料の38.8%相当にすぎないこと等の理由で、原告損害額は

10万円とした。

【コメント】ウェブページに載せる機能的、説明的な機械や道具の使い方といった文章の著作物性が認められた事例である。

〈ラーメン・チェーン店名誉毀損事件(刑事)〉

インターネット上の名誉毀損行為には、インターネットの特殊性を反映した独自の判断基準が適用されるのか―一審は無罪、二・三審は有罪とされた事例である。

東京地裁平成20年2月29日判決(判時2009号151頁、判タ1277号46頁)、東京高裁平成21年1月30日第12刑事部判決(判タ1309号91頁)、最高裁平成22年3月15日第一小法廷決定(平成21年(あ)第360号、刑集64巻2号1頁、判時2075号160頁、判タ1321号93頁)

〔東京地裁判決〕

被告人は米国の大学中退後、平成8年7月頃からプログラマーとして数社に

勤務し、現在に至っている。

被告人は、自己の開設するホームページにラーメン店チェーンの経営会社である株式会社甲野食品(のち乙山株式会社に商号変更)について、「インチキFC甲野粉砕」「貴方が『甲野』で食事をすると、飲食代の45%がカルト集団の収入になります。」などと甲野食品がカルト集団である旨の虚偽の内容を記載した文章や同社が会社説明会の広告に虚偽の記載をしている旨の文章を掲載し、不特定多数の者に閲覧させたとして、名誉毀損罪に問われ、検事は罰金30万円を求刑した。

東京地裁刑事3部(波床昌則裁判長、柴田誠、牛島武人裁判官)は、無罪を言い渡した。

日本の名誉毀損罪は、真実を述べた場合も成立するとされ、表現の自由よりも個人の名誉を優先保護していると批評されていた。戦後占領下の昭和22年の刑法改正で、刑法第二三〇条の二が追加され、名誉毀損的表現が、1.公共の利害に関係し、2.公益目的でなされたとき、3.摘示された事実が真実であると証明されたときは、これを罰しないと規定した。しかし、真実の証明は

困難であることが多いため、最高裁昭和44年6月25日判決刑集23巻7号651頁(夕刊和歌山時事「事件」)は、「真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実だと誤信し、その誤信したことについて、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるときは、故意がなく、名誉毀損罪は成立しない。」とし、言論の表現者に有利な判例変更を行った。

このインターネットの名誉毀損事件で判決は、1.公共の利害に関係し、2.公益目的であることは肯定し、3.摘示された事実が、真実であるとの証明がなされていない、しかし、4.真実であると誤信したことについて、確実な資料根拠に照らして相当な理由があったかどうか、として、インターネット上の表現行為について、新たな基準を提示し、名誉毀損罪に当たらないとした。

すなわち、(1)インターネットにおける個人利用者の表現行為については、従前のマスメディアと個人の関係と異なり、相互に情報の発受信に対し対等の地位に立ち、言論を応酬し合え、容易に加害者に反論することができる。(2)インターネット利用の個人利用者は、マスメディアのような高い取材能力や綿密な情報収集、分析活動が期待できないことについて、利用者一般が知悉しており、個人利用者がインターネット上で発信した情報の信頼性は一

般的に低いものと受け止められていることに鑑みると、確実な資料、証拠に基づいて真実と誤信したと認めなければ名誉毀損罪に問擬する、とするのは相当ではなく、「加害者が、摘示した事実が真実でないことを知りながら発信したか、あるいは、インターネットの個人利用者に対して要求される水準を満たす調査を行わず真実かどうか確かめずに発信したといえるときにはじめて同罪に問擬するのが相当とした。

このように解することによって「インターネットを使った個人利用者による真実の表現行為が、いわゆる自己検閲により萎縮するという事態が生ぜず、ひいては憲法第二十一条によって要請される情報や思想の自由な流通が確保される、という結果がもたらされることにもなると思われる。」とする。

#### 〔東京高裁判決〕

東京高裁は一審判決を否定、「原判決を破棄」「被告人を罰金30万円に処する」とした。

高裁判決は、

(1)被告人は、公益を図る目的で表現行為に及んだ(検察官は疑問である

と主張)、という一審の判断は是認した。

(2)被告人に、名誉毀損罪を問えないとした一審判決は間違いで、刑法第二三〇条の二第一項の解釈・適用の誤りがある、という検察官の点については同調した。

(3)被告人の表現は、重要な部分が真実であることが証明されていないとした。

(4)仮に証明不十分であったとしても、被告人は必要な調査義務は尽くしたかについて、「被告人は、乙山株式会社の関係者に事実関係を確認することを一切していないこと等に照らして」、「摘示された事実が真実であると信じたことについて」、「『確実な資料、根拠に照らして相当な理由があった』とは到底いえない」とした。

「結局のところ、個人利用者によるインターネット上での表現行為について、名誉毀損罪の成否に関する独自の基準を定立し、これに基づき被告人に名誉毀損罪は成立しないとした原判決は、刑法第二三〇条の二第一項の解釈適用を誤ったもの」とした。

【最高裁判決】(判例要約)

インターネットのホームページにおいて、被害会社の名誉を毀損する虚偽の事実を掲載した場合、個人利用者が公益を図る目的であったとしても、一律に他の表現手段と区別して、より緩やかな要件で名誉毀損罪の成立を否定すべきでなく、犯人が当該事実を真実であると誤信したことについて確実な資料や根拠が認められず、相当の理由がないときには、同罪が成立する。

【コメント】一審判決が出たことは、非常に興味深い。

〈R学園長対電子掲示板事件〉

(一)「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下、プロバイダ責任制限法)第四条第一項に基づく発信者情報の開示請求に応じなかった特定電気通信役務提供者は、当該開示請求が同項各号所定の要件のいずれにも該当することを認識し、又は上記要件のいずれにも該当することが一見明白であり、その旨認識することができなかったことにつき重大な過失がある場合にのみ損害賠償責任を負うとされ、(二)イ

ンターネット上の電子掲示板にされた書き込みの発信者情報の開示請求を受けた特定電気通信役務提供者が、請求者の権利が侵害されたことが明らかでないとして開示請求に応じなかったことにつき、重大な過失があったとはいえないとされた事例である。

東京地裁平成20年6月17日判決(平成19年(ワ)第27647号、民集64巻3号769頁)、東京高裁平成20年12月10日判決(平成20年(ネ)第3598号、民集64巻3号782頁)、最高裁平成22年4月13日判決(平成21年(受)第609号、判時2082号59頁、民集64巻3号758頁)

原告Xは、学校法人R学園(湘南ライナス学園)の学園長兼理事である。R学園は、小学校一年生から高校三年生までの発達障害児のための学校である。

被告Yは、電気通信事業を営む株式会社で、DIONの名称でインターネット接続サービスを運営している。

平成18年9月頃、電子掲示板サイト「2ちゃんねる」において、X及びYが勤務する学園に関する書き込みがなされた。「なにこのまともなスレ 気違いはどう見てもライナス学長」などである。Xは、プロバイダ責任制限法に基

づき、2ちゃんねるに対して、発信者情報開示の仮処分を申し立て、開示を命ずる仮処分決定を得た。その結果、2ちゃんねる側からXに対し、本件書き込みの発信者情報としてのIPアドレスが開示された。これにより、本件書き込みは、被告Yが運営するインターネット接続サービスDION経由と判明した。Xは、Yへ、平成19年2月27日、発信者の情報を開示するよう依頼した。Yは、平成19年6月6日書面で、権利侵害の明白性が認められないと回答した。

Xは、Yを訴えた。

#### 〔東京地裁〕

民事26部は、次のように判断した。

(1)本件書き込みは、違法性が強度で社会通念上許される限度を超える表現ではない。原告の権利が侵害されたことが明らかであるといえない。

(2)原告による発信者情報の開示請求は理由がない、としてXの請求を棄却した。

#### 〔東京高裁〕

第12民事部は、「気違い」という表現はきわめて強い侮辱的表現で、差別用語で、名誉感情を侵害した。控訴人Xには、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとして、

(1)別紙目録記載の時刻頃に目録記載の書き込みを送信した者の氏名又は名称住所、電子メールアドレスを開示せよ。

(2)Yが開示請求に応じなかったのは重大な過失で、これによるXの精神的苦痛に対する慰謝料として10万円、弁護士費用5万円とし、これをXへ支払うようYへ命じた。

#### 〔最高裁〕

第3小法廷(田原睦夫裁判長、藤田宙靖、堀籠幸男、那須弘平、近藤崇晴裁判官)は、東京高裁の判決中、損害賠償請求を認めた部分を廃棄し、同請求を棄却すべきものとした。発信者情報開示請求に関する上告は、上告受理申立理由が上告受理の決定において排除されたので、棄却された。

【コメント】最高裁の結論を冒頭に掲げたが、一審と三審最高裁が同じ判断をした。

〈「がん闘病記」医師ネット転載事件〉

患者が月刊誌に掲載したがん闘病記事を、患者に無断で、医師がクリニックのホームページに掲載し、医師が著作権(複製権、公衆送信権)侵害及び著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権)侵害に問われた事例である。

東京地裁平成22年5月28日判決(平成21年(ワ)第12854号)

原告Xは、平成14年、末期の子宮頸がんを宣告されたが、化学療法、外科療法等により治癒した者である。

被告Yは、平成16年4月21日から平成20年3月18日まで、Xを診療、治療を実施したYクリニックを経営する医師である。

Xは、平成18年1月頃から、体験を基に「がん闘病マニュアル」の執筆をはじめ、月刊誌「がん治療最前線」に平成18年10月号(8月発売)から20回にわたって連載し、のち単行本にした。

Yは、平成17年に、Yクリニックのホームページを開設していたが、Xの記事の4回目(平成19年1月号)から10回目連載分及び18回連載分の本文部分を、ホームページの「漢方コラム」欄に転載した。

Xは、Yへ平成20年9月16日、Yの転載中止を求め、Yは、同年9月末日までに転載記事を削除した。

平成21年、XはYに対し、著作権侵害、著作者人格権侵害、プライバシー権侵害及び名誉権侵害で、1250万円の損害賠償を求めて提訴した。

〔東京地裁〕

民事40部の岡本岳裁判長は、次のように判断した。

(1) Yは、Xの文章をインターネット、ホームページに転載するについて、Xの許諾を得たと主張しているが、転載についてXが許諾した事実は認めることができないとした。

(2) Yは、本件転載は、著作権法第三十二条第一項の「引用」に当たると主張したが、これを認めなかった。著作権(複製権、公衆送信権)侵害を認めた。

(3) Yは、Xに無断でXを「子パンダ」と表示したことはXの氏名表示権の



侵害で、Xの文章を転載の際、リード文を切除し本文のみを転載したが、これは同一性保持権の侵害であるとした。

(4) Xは、プライバシー権侵害を主張したが、Yの転載記事は、Xが公開した事実の範囲内であり、認めなかった。Xは、Yの転載によりXの名誉権が侵害されたと主張したが、名誉権侵害は認められないとした。

(5) Xの著作権(複製権、公衆送信権)侵害による財産的損害額について、損害額は利用許諾料の額とし、21万6000円(一頁1200円×18頁)とした。著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権)侵害を慰藉する額として、15万円、弁護士費用5万円とした。

#### 「判決主文」

1 被告は、原告に対し、41万6000円及びこれに対する平成21年4月25日から支払い済みまで年5分の割合の金員を支払え。(以下、省略)

【コメント】患者に無断で医師が患者の著作物を転載し、訴えられたということは、相互の信頼関係が失われていたということである。

#### 〈中村うさぎ『狂人失格』事件〉

ネットで知り合った女性をモデルにして、小説「狂人失格」を出版した作家中村うさぎが名誉毀損、プライバシー権侵害で訴えられ、100万円の損害賠償が命ぜられた事例である。

大阪地裁堺支部平成25年5月30日判決(平成23年ワ)第131号)

作家Y(中村うさぎ)は、ネットで原告Xと知り合い、その後、面談し、共著の本を出そうかという話もあったが、その計画は中止になった。

Yは、A出版社のPR誌に小説を連載ののち、平成22年2月、A出版社から「狂人失格」を5000部発行した。この小説は、女性作家が、一人の有名になりた女性と知り合い、その女性との交流を通して、その女性の中に自己顕示欲や作家自身の姿があることを剔抉し、哲学的自問自答を描いた作品である。

Xは、当初は、この小説の出版に異議を唱えず、かえってA出版社に自らの著作の出版や著名人との対談企画を提案したり、みずから自己が管理するウェブサイトに、Yの「狂人失格」のモデルは自分であるとの宣伝活動をした。

平成23年、Xは、本件小説により名誉を毀損され、プライバシー権を侵害されたとして、Yへ100万円の損害賠償を請求した。

大阪地裁堺支部中村哲裁判長は、プライバシー権侵害、名誉毀損を認め、原告の被った精神的苦痛を金銭的に評価し、100万円の損害賠償の支払いを命じた。

【コメント】この判例は、インターネットに直接関係していないともいえるが、インターネットによって、原告と被告は、知り合いになり、原告は自分のホームページで、被告小説のモデルは自分であると告白し、むしろ宣伝し、インターネットが重要な役割を果たしている。原告は、一旦はモデルを承諾していること、対談や共著の話が実現しなかったこと、原告は(有名になるなら)自己のプライバシーや名誉を犠牲にしてもかまわない、と思われること、原告被告は同じ作家という「部分社会」に住む人間であること、以上の理由で、私は、請求棄却ないし原告から被告へ5万円程度の損害賠償金の支払いでいいと考える。

#### 〈YOLニュース見出し事件〉

インターネット用のニュース記事の見出しは、無断でインターネットに転載できるかという点を論じた判決で、一審、二審の判断が分かれた事件である。

東京地裁平成16年3月24日判決(平成14年(ワ)第28035号、判時1851号108頁、判タ1175号281頁)、知財高裁平成17年10月6日判決(平成17年(ネ)第10049号)

原告X(読売新聞)は、日刊紙発行を業とする新聞社であるが、ホームページ(Yomiuri On-Line)も運営し、ニュース記事(YOL記事)を載せ、記事に見出しを付している。

被告は、デジタルコンテンツの企画・制作等を業とする有限会社で、インターネット上で、「ライントピックス」というサービスを提供している。

「ライントピックス」とは、自ら運営するウェブサイトに、ヤフー株式会社の開設するウェブサイト「Yahoo! Japan」上のニュース記事の見出しと同一の見出しを掲載し、その見出しをクリックすると、見出しに対応するニュース記事本文が表示されるというサービスが提供される。このサービス希望者

は、Yサイトにユーザー登録し、指定された手続きを経てYサイトからデータをダウンロードし、自己の管理するウェブサイトにライントピックスを表示させることができる仕組みになっている。

Xとヤフー株式会社は、Yomiji On-Line上の主要なニュースの使用を許諾するとの内容の契約を結んでおり、「Yahoo!ニュース」には、YOL見出しと同一の記事見出しが表示され、同記事見出しをリンクするとYOL記事と同一の記事が表示される。

Yは、「Yahoo!ニュース」の記事の中から、重要度関心度の高いニュースを選択し、1. Yのライントピックスにおいて、「Yahoo!ニュース」へリンクを張り、リンクボタンを当該記事見出し(その中にYOL見出しが含まれる)と同一又は実質的に同一の語句とし、2. ライントピックス登録ユーザーにLTリンク見出し及びリンク先データを送信して、ユーザーのホームページ上にも、「Yahoo!ニュース」にリンクしたLTリンク見出しが表示されるようにし、定期的に更新していた。Yは、Xには無断で、YOL見出しを利用したことになった。

Xは、主目的に、Yの行為はXの著作権侵害、予備的に、仮にXの記事見出しに著作物性が認められないとしても、その無断複製等の行為は、不法行為

であるとし、Yに対し、記事見出しの複製等の差止等及び損害賠償を求めて訴えた。

#### 〔東京地裁判決〕

東京地裁民事29部飯村敏明裁判長は、

(一) YOL見出しは、ありふれたもので、創作性が認められず、YOL記事で記載された事実を抜き出して記述したもので、著作権法第十条第二項の「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」に当たるとして、著作物性を否定、著作権侵害を否定した。

(二) 著作権法等によって排他的な権利が認められない以上、第三者が利用することは自由で、不正に自らの利益を図る目的により利用した場合、あるいはXに損害を加える目的により利用する等の特段の事情のない限り、インターネット上に公開された情報を利用することは合法であるとし、不法行為を構成しないと見て、Xの請求を棄却した。

〔知財高裁判決〕

控訴審において、控訴人Xは、(1)著作権侵害(YOL見出しの複製権侵害及び公衆送信権侵害、並びにYOL記事の複製権侵害)を理由とする差止請求及び損害賠償請求(使用料相当額80万円)、(2)不正競争防止法第二条第一項第三号の不正競争行為を理由とする差止請求及び損害賠償請求(使用料相当額80万円)、(3)不法行為を理由とする差止請求及び損害賠償請求(使用料相当額80万円のほか無形侵害1000万円、弁護士費用1000万円、合計2480万円)の請求をした。

知財高裁4部塚原朋一裁判長は、(1)YOL見出しの著作物性について、おおむね原審と同一の判断をした。

(2)不法行為について、これを肯定し、次のように述べた。

「本件YOL見出しは、控訴人の多大の労力、費用をかけた報道機関としての一連の活動が結実したものであること、著作権法による保護の下にあるとまでは認められないものの、相応の苦勞・工夫により作成されたものであって、簡潔な表現により、それ自体から報道される事件等のニュースの概要に

ついて、一応の理解ができるようになっていくこと、YOL見出しのみでも有料での取引対象とされるなど独立した価値を有するものとして扱われている実情があることなどに照らせば、YOL見出しは、法的保護に値する利益となり得るものといふべきである。」

そう述べた上で、「一方、前認定の事実によれば、被控訴人は、控訴人に無断で、営利の目的をもって、かつ反復継続して、しかも、YOL見出しが作成されて間もない、いわば情報の鮮度が高い時期に、YOL見出し及びYOL記事に依拠して、特段の労力を要することもなくこれらをデッドコピーないし実質的にデッドコピーしてLリンク見出しを作成し、これらを自らのホームページ上のL表示部分のみならず、2万サイト程度にも及ぶ設置登録ユーザーのホームページ上のL表示部分に表示させるなど、実質的にLリンク見出しを配信しているものであって、このようなLリンク見出しが控訴人のYOL見出しに関する業務と競合する面があることも否定できないものである。そうすると、被控訴人のLリンク見出しサービスとしての一連の行為は、社会的に許容される限度を超えたものであって、控訴人の法的保護に値する利益を違法に侵害したものととして不法行為を構成する。」

【コメント】非常に難しい問題であるが、筆者は二審判決を支持したい。

北朝鮮映画事件(最高裁判平成23年12月8日判決)で最高裁は、一般不法行為による補完を否定するような判決を下したため、今後本件知財高裁判決のような判決はでないと思われる。

〈「タイプフェイス」ゴナU事件〉

大阪地裁(1997年6月24日判決判タ956号267頁)、大阪高裁1998年7月17日判決(平成9年(ネ)第1927号)、最高裁2000年9月7日判決(判時1730号123頁)

原告X(写研)は、1975年、写真植字機用の書体「ゴナU」「ゴナM」を訴外デザイナーA(中村征宏)に委託して制作させ、その制作完成と同時に、Aの持っていた「権利」をXへ移転させた。

被告Y1(モリサワ)は、1989年、訴外デザイナーB(小塚昌彦)に委託し、新書体「新ゴシック体U」及び「新ゴシック体L」を完成させ、これを登録したフロッピーディスクを製造販売した。Y1は、その関連会社Y2(モリサワ文研)へ

これを製造させ、販売させた。

1993年、Xは、Y1の「新ゴシック体U」は、Xの「ゴナU」の、Y1の「新ゴシック体L」は、Xの「ゴナM」の無断複製であるとし、主位的には、著作権法第一二二条、予備的には民法第七〇九条に基づいて(1)「新ゴシック体U」「新ゴシック体L」等の書体を記録した記録媒体の製造禁止、販売禁止等を、(2)Y2には、写真植字機用文字盤の製造販売の禁止等、(3)損害賠償を請求し、訴訟を提起した。

大阪地裁の水野武裁判長は、「ゴナのような書体であってなお美術の著作物として著作権法の保護を受けるとすれば、それは、文字が本来有する情報伝達機能を失うほどのものであることまでは必要でないが、その本来の情報伝達機能を發揮するような形態で使用されたときの見易さ、見た目の美しさとは別に、当該書体それ自体として美的鑑賞の対象となり、これを見る平均的一般人の美的感興を呼び起こし、その審美感を満足させる程度の美的創作性を持ったものでない限り、美術の著作物としての著作権の保護を受けることができない」とし、「ゴナUは、従来からあるゴシック体のデザ

インからそれほど大きく外れるものではない」「美的創作性を持っていない」とした。

予備的主張、民法第七〇九条について、「新ゴシック体は、形態がゴナUとかなり似ている文字が少なからず存在し、被告らが新ゴシック体の制作にあたりゴナUを参考にすることが窺われるものの小塚及び森を中心とするスタッフがゴナUを手元においてこれを模倣したとの証拠はない」とし、「被告らがゴナUの特徴ある部分を一組の書体のほぼ全体にわたってそっくり模倣して新ゴシック体を制作、販売したとまでいうことはできない」とした。

大阪地裁は、(1) XのゴナUは、「美術の著作物」ではない、とし、著作権法の保護はないとした。つぎに、(2)「小塚及び森を中心とするスタッフがゴナUを手元においてこれを模倣し」つまり、「依拠して」、「被告らがゴナUの特徴ある部分を一組の書体のほぼ全体にわたってそっくり模倣して新ゴシック体を制作」したのであれば、民法の不法行為に当たるとしたが、依拠しておらず、「ゴナUの特徴ある部分を一組の書体のほぼ全体にわたってそっくり模倣して」いないので、民法の不法行為に当たらないとした。

二審の大阪高裁は、これは応用美術であり、「実用面を離れて一つの完結した美術鑑賞の対象となりうると認められるもの、純粹美術と同視しうると認められるもの」は、「美術の著作物」とした。その上で、「これを見る平均的一般人の美的感興を呼び起こし、その審美感を満足させる程度の美的創作性を持ったものである必要がある」とし、ゴナUはこれに当たらないとして、一審判決を是認した。

最高裁は、「印刷用書体がここにいう著作物に該当するといふためには、それが従来の印刷用に比して顕著な特徴を有するといった獨創性を備えることが必要であり、かつ、それ自身が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。」もし、印刷用書体について、獨創性の要件を緩和し、又は、実用的機能の観点から見た美しさがあれば足りるとすると、(1)小説論文等の印刷物について、印刷用書体の著作者の氏名表示、著作権者の許諾が必要となり、(2)既存の印刷用書体に依拠して、類似の印刷用書体の制作改良ができなくなる、とした。また、印刷用書体を著

作物とすると、「わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することとなり、権利関係が複雑となり、混乱を招くことが予想される」とした。

最高裁は、ゴナU、ゴナMについて、「従来からあるゴシック体のデザインから大きく外れるものではない」、前記の獨創性及び美的特性を備えているということができず、著作権法第二条第一項第一号の著作物に当たるということはできない、とした。

資料（法律・規約）



## 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限 及び発信者情報の開示に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)をいう。

二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。)をいう。

三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。

四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を入力した者をいう。

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該

関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があつたとき。

二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報(以下この号及び第四条において「侵害情報」という。)を侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由(以下この号において「侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置(以下この号において「送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があつた場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

(公職の候補者等に係る特例)

第三条の二 前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報(選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。)の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害について

は、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 特定電気通信による情報であつて、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画(以下「特定文書図画」という。)に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等(公職の候補者又は候補者届出政党(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。若しくは衆議院名簿届出政党等(同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。若しくは参議院名簿届出政党等(同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))から、当該名誉を侵害したとする情報(以下「名誉侵害情報」という。)、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨(以下「名誉侵害情報等」という。))を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置(以下「名誉侵害情報送信防止措置」という。))を講ずる

よう申出があつた場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵害情報等を示して当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

二 特定電気通信による情報であつて、特定文書図画に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等(公職選挙法第四百二十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下同じ。))が同項又は同法第四百二十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつた場合であつて、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に正しく表示されていないとき。

(発信者情報の開示請求等)

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の開示を請求することができる。

一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報を読みだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十五年四月二十六日法律第一〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第四百四十二条の四第二項、第四項及び第五項(第二項及び第五項にあっては、通知に係る部分に限る。)、第五百五十二条、第二百二十九条並びに第二百七十一条の六の規定を除く。)及び附則第六条の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三百七号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

## JPドメイン名紛争処理方針

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

### 第一条 目的

この「JPドメイン名紛争処理方針」(以下「本方針」という)は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」という)により採択されたものであり、株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」という)にドメイン名の登録をした者(以下「登録者」という)が従う登録規則(JPRSがJPドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群)からの参照により、それと一体になるものであって、登録者が登録したドメイン名の登録と使用から発生する、登録者と第三者との間のドメイン名に係わる紛争処理に関する規約を定めたものである。本方針の第四条で定めるJPドメイン名紛争処理手続は、「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」(以下「手続規則」という)、及びJPNICにより認定された紛争処理機関(以下「紛争処理機関」という)

が別途定める補則に従って、実施されるものとする。

## 第二条 登録者による告知及び告知義務違反

登録者は、ドメイン名の登録申請に際し、またはその維持・更新にあたり、JPRSに対し以下のことを告知する。

- a 登録申請書に記載した陳述内容が、完全かつ正確であること
  - b 登録者が知る限りにおいて、当該ドメイン名の登録が、第三者の権利または利益を侵害するものではないこと
  - c 不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）で、当該ドメイン名を登録または使用していないこと
  - d 当該ドメイン名の使用が、関係法令・規則のいずれかに違反することを知りながら、それを使用するものではないこと
- 上記いずれかの事項が事実でなかった場合、登録者は本方針に従って当該ドメイン名登録の移転または取消を受ける場合があることに同意する。

## 第三条 ドメイン名登録の移転及び取消

JPRSは、下記のいずれかに該当する場合には、当該ドメイン名登録の移転または取消の手續を行う。

- a 第八条の規定に従う限りにおいて、登録者またはその権限ある代理人から、その旨の書面による指示をJPRSが受領したとき
- b 適法な管轄権を有する裁判所または仲裁機関によって下された、その旨の判決または裁定の正本（事情により、写しをもってかえることができる）を、JPRSが受領したとき

c JPNICが採択した本方針またはその改訂版に基づいて実施され、登録者が当事者となっているJPドメイン名紛争処理手續において、紛争処理機関におけるパネルが下したその旨の裁定を、JPRSが受領したとき（本方針第四条 i 項と k 項を参照）

JPRSは、さらに登録規則または他の法律上の要請に基づいて、ドメイン名登録の取消、移転の手續を行うことができる。ただし、移転がなされても、登録規則で定める登録資格・要件等が満たされないうきには、JPRSは当該ドメイン名のネームサーバ設定を行わない。

#### 第四条 JPドメイン名紛争処理手続

本条は、登録者が、このJPドメイン名紛争処理手続に応じなければならない紛争を定めたものである。このJPドメイン名紛争処理手続は、JPNICのウェブサイトに列挙されている紛争処理機関のいずれか一つの紛争処理機関により実施される。

##### a 適用対象となる紛争

第三者(以下「申立人」という)から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の申立てがあつたときには、登録者はこのJPドメイン名紛争処理手続に従うものとする。

i 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること

ii 登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと

iii 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること  
このJPドメイン名紛争処理手続において、申立人はこれら三項目のすべてを

立証しなければならない。

##### b 不正の目的で登録または使用していることの証明

紛争処理機関のパネルが、本条a項(iii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、当該ドメイン名の登録または使用は、不正の目的であると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。

i 登録者が、申立人または申立人の競業者に対して、当該ドメイン名に直接かかった金額(書面で確認できる金額)を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、貸与または移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録または取得しているとき

ii 申立人が権利を有する商標その他表示をドメイン名として使用できないように妨害するために、登録者が当該ドメイン名を登録し、当該登録者がそのような妨害行為を複数回行っているとき

iii 登録者が、競業者の事業を混乱させることを主たる目的として、当該ドメイン名を登録しているとき

iv 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他

のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品及びサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトにまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき

c 登録者がドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していることの証明

申立書を受領した登録者は、手続規則第五条を参照し、答弁書を紛争処理機関に対して提出しなければならない。パネルが、申立人及び登録者の双方から提出されたすべての証拠を検討し、本条 a 項(ii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、登録者は当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。

i 登録者が、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処理機関から通知を受ける前に、商品またはサービスの提供を正当な目的をもって行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたと

き、または明らかにその使用の準備をしていたとき

ii 登録者が、商標その他表示の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていたとき

iii 登録者が、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図を有することなく、当該ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているとき

d 紛争処理機関の選択

申立人は、申立書を提出することにより、IPNIC が認定した紛争処理機関の中から一つの紛争処理機関を選択しなければならない。申立人により選択された当該紛争処理機関が、本条 f 項に規定する併合審理の場合を除き、この IP ドメイン名紛争処理手続を管理し、実施するものとする。

e 手続の開始とパネルの指名

手続の開始及び実施の手順、ならびに紛争処理の裁定を下すパネルの指名手続は、手続規則の定めによる。

f 併合審理



同一の登録者と申立人との間に複数のドメイン名についての紛争があるとき、いずれかの当事者は、単一の紛争処理パネルでの併合審理を申請することができる。この申請は、当事者間で係属中の紛争事件を担当している最初のパネルに対してなされなければならない。当該申請を受けたパネルは、もし当該紛争事件がJPNICにより採択された本方針またはその改訂版の適用対象となる紛争事件であるならば、その裁量により、その一部または全部について併合審理を行うことができる。

#### g 料金

本方針に基づいてパネルが扱う紛争事件に関係して紛争処理機関が請求するすべての料金は、申立人の負担とする。ただし、登録者が、手続規則第5条により、パネリストの数を一名から三名に増員することを答弁書において選択したときには、両当事者がすべての料金を折半により均等に負担する。

#### h IPドメイン名紛争処理手続へのJPNIC及びJPRSの関与

JPNIC及びJPRSは、パネルによる手続の管理またはその実施には一切関与しない。また、JPNIC及びJPRSは、パネルが下す裁定それ自体については、その責任を負わない。

#### i 救済

申立人がパネルに対して求めることのできる救済は、登録者のドメイン名登録の取消請求または当該ドメイン名登録の申立人への移転請求に限られる。

#### j 通知と公表

紛争処理機関はJPNIC及びJPRSに対し、当該ドメイン名に関するパネルのすべての裁定を通知しなければならない。すべての裁定は、JPNICにより保管され、インターネットで公表するものとする。ただし、JPNICが必要と認めるときは、JPNICは公表する範囲を制限することができる。紛争処理機関はJPNICによる保管と公表に同意する。

#### k 裁判所への出訴

いずれの当事者も、このIPドメイン名紛争処理手続の開始前、係属中または最終後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。パネルが、登録者のドメイン名登録の取消または移転の裁定を下した場合には、JPRSはパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の通知から10日間(JPRSの本店の営業日で計算)の間、保留する。も

しこの10日間の間に、JPRSに対し、登録者から申立人を被告として手続規則第三条(b)(xii)に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴したことを証する文書(裁判所受領印のある訴状、裁判所による訴訟提起証明書等)の提出がなければ、JPRSはその裁定を実施する。(この合意裁判管轄は、東京地方裁判所またはJPRSのドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所とする。手続規則第一条及び第三条(b)(xii)を参照。)もしこの10日間以内に、登録者から出訴したことを証する文書の提出があったときには、JPRSはその裁定結果の実施を見送る。また、(i)公正証書による当事者間での和解契約書、(ii)登録者が提訴した当該訴訟についての訴えの取下書及び申立人の同意書、または(iii)当該訴訟を却下もしくは棄却する、あるいは登録者は当該ドメイン名を継続して使用する権利がないとの裁判所による確定判決またはそれと同一の効力を有する文書の写しを、申立人または登録者からJPRSが受領するまで、JPRSはパネルの裁定の実施に関わるいかなる手続も行わない。

#### 第五条 他のすべての紛争と訴訟

第四条のJPドメイン名紛争処理手続の対象とならない登録者と申立人との間のドメイン名登録に係わるすべての他の紛争については、両当事者間で、利用可能な裁判所、仲裁機関またはその他の紛争処理手段によって処理されなければならぬ。

#### 第六条 JPNIC及びJPRSの紛争への関与

JPNIC及びJPRSは、登録者と第三者との間でのドメイン名の登録と使用に関するいかなる紛争にも関与しない。登録者は、JPNIC及びJPRSを紛争当事者に指名したり、そのような手続に参加させてはならない。もし、JPNIC及びJPRSが紛争当事者として指名された場合には、JPNIC及びJPRSは適切と思われるあらゆる手段を講じ、またはJPNIC及びJPRSを防御するのに必要なら他のあらゆる対抗手続をとる一切の権利を留保する。

#### 第七条 現状の維持

JPRSは、本方針のもとでは、第三条の規定及び登録規則に定めのある場合を除き、ドメイン名登録の移転、取消、またはその他のドメイン名登録の現状

を変更する手続を行わない。

#### 第八条 紛争中におけるドメイン名の移転

登録者は、次のいずれかの場合、当該ドメイン名登録を他の者に移転することができない。

i 第四条によるJPドメイン名紛争処理手続の係属中または終結から15日間(JPRSの本店の営業日で計算)

ii 裁判所または仲裁機関による審理手続が係属中であって、移転を受ける者が、その裁判所または仲裁機関の判決または裁定に従う旨を書面で同意していない場合

JPRSは、本条の規定に反するドメイン名移転登録を抹消、または移転登録申請を不承認とすることができる権利を留保する。

#### 第九条 本方針の改訂

JPNICは、いつでも本方針を改訂する権利を留保する。JPNIC及びJPRSは、その改訂された本方針をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも

とも30日(暦日)前に公開するものとする。申立書の紛争処理機関への提出により本方針による手続が開始された場合、その開始時に有効であった本方針が、その手続の終結まで継続して適用されるものとする。本方針による手続が開始されていないときには、紛争発生がその改訂内容の発効前、発効当日または発効後であると問わず、その改訂内容がすべてのJPドメイン名紛争処理手続に適用されるものとする。登録者がその改訂内容に異議があるときの唯一の救済措置は、登録者がJPRSに当該ドメイン名登録の廃止を求めたことのみである。この場合、支払い済みの料金は一切返還されない。改訂された本方針は、登録者により当該ドメイン名登録の廃止手続が完了するまで、適用される。

#### 第十条 本方針における準拠法

本方針における全ての条項の解釈は、日本法に従うものとする。また、本方針に基づいて紛争を処理する紛争処理機関のパネルは、日本法に準拠してその裁定を行うものとする。

### 大家重夫(おおいえ・しげお)

1934年生まれ。旧文部省に27年間勤務ののち、久留米大学法学部に22年間勤務。著書／「タイプフェイスの法的保護と著作権」(成文堂・2000年)、「美術作家の著作権」(共著・里文出版・2014年)、「インターネット判例要約集」(青山社・2015年)、「シリア難民とインドシナ難民」(青山社・2017年)、「文字書体の法的保護」(葛本京子と共著・青山社・2019年)。論文／「印刷用文字書体の保護と『デジタルフォント保護法』の提案」(「マーチャндаイジングライツレポート」2012年4月号)、「印刷用文字書体の法的保護の現状と課題」(同2013年11月号)、「テレビ朝日・文字書体無断使用事件」(同2014年1月号)。

### 小畑明彦(おばた・あきひこ)

1986年 早稲田大学卒業。1993年 司法研修所終了(45期)、同年 麴町パートナーズ法律事務所入所、1997年 同事務所パートナー弁護士、2018年 同事務所代表弁護士、現在に至る。著書 論文等／著作権法コンメンタール(上巻・下巻) (共著・東京布井出版・2000、2002年)、「著作権法コンメンタール」(共著・レクシスネクシス・ジャパン・2013年)。

### 小針勝文(こばり・かつふみ)

株式会社ティ・デイ・エス代表取締役。桑沢デザイン研究所卒。グラフィックデザイナーとしての活動を経て、国内のインターネットサービス開始間もない1995年より、クリエイティブディレクターとして上場企業や官公庁、自治体などのホームページ立ち上げに関わり、ネットインフラの進化に伴うウェブ領域の多様化のなかで、その後も多くのサイト構築を手がける。

### 黒部洸瑤(くろべ・こうよう)

1951年生まれ。東京造形大学ウイジュアルデザイン専攻卒業後、伊奈製陶株式会社入社。総合開発室、広報課勤務後退社し、1983年デザインオフィス「スケイ設立」。伊奈製陶勤務時にJACDA入会、創作保全委員、一般社団法人日本美術著作権連合理事長、公益社団法人日本複製権センター理事、運営委員。2018年没。

JAGDA 著作権セミナー 2016 「Webと著作権」

日時／2016年11月12日(土) 14時～16時

会場／インターナショナル・デザイン・リエゾンセンター(東京ミッドタウン・デザインハブ内)

主催／公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会(JAGDA)

プログラム

〔第一部〕講演「インターネットの特徴とその功罪」

講師／大家重夫(久留米大学名誉教授)

〔第二部〕Q & A

パネリスト／大家重夫(久留米大学名誉教授)

小畑明彦(麹町バートナーズ法律事務所 弁護士)

小針勝文(JAGDA インターネット委員)

黒部沈瑤(JAGDA 創作保全委員)

司会／味岡伸太郎(JAGDA 創作保全委員長)、藤崎知子(JAGDA 創作保全委員)

グラフィックデザイナーのための本 3

## Webと著作権

2019年6月28日 第1版 第1刷 発行

企画・編集/JAGDA創作保全委員会

編集委員/味岡伸太郎 植木 誠 大崎善治 葛本京子 北川裕子 黒部洗瑤 藤崎知子 本田未禧 近藤直樹(事務局)

ブックデザイナー/味岡伸太郎 大崎善治

印刷・製本/株式会社北斗社

発行所/公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会 (JAGDA)

〒107-6205 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー 5F

TEL 03-5770-7509 FAX 03-3479-7509

jpgda@jpgda.or.jp <https://www.jpgda.or.jp>

郵便振替 00140-9-74159

本書は公益社団法人日本複製権センターの複写使用料の分配金によって制作されました。

本書を無断で複製・転載することを禁じます。

©Japan Graphic Designers Association Inc. 2019

Printed in Japan